

阿見町議会会議録

令和5年第2回定例会

(令和5年6月6日～6月20日)

阿見町議会

令和5年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（6月6日）	5
○出席，欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・常任委員会所管事務調査報告	11
・議案第40号から議案第43号（上程，説明，質疑，討論，採決）	12
・議案第44号から議案第48号（上程，説明，質疑，委員会付託）	14
・議案第49号から議案第54号（上程，説明，質疑，委員会付託）	16
・議案第55号（上程，説明，質疑，委員会付託）	18
・議案第56号（上程，説明，質疑，委員会付託）	19
・議案第57号（上程，説明，質疑，委員会付託）	20
・議員提出議案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	21
○散 会	22
◎第2号（6月7日）	25
○出席，欠席議員	25
○出席説明員及び会議書記	25
○議事日程第2号	27
○一般質問通告事項一覧	28
○開 議	29
・一般質問	29
紙井 和美	29
海野 隆	44
川畑 秀慈	60

○散 会	7 6
◎第 3 号（6 月 8 日）	7 7
○出席，欠席議員	7 7
○出席説明員及び会議書記	7 7
○議事日程第 3 号	7 9
○一般質問通告事項一覧	8 0
○開 議	8 1
・一般質問	8 1
難波 千香子	8 1
久保谷 充	9 6
○散 会	1 1 0
◎第 4 号（6 月 2 0 日）	1 1 1
○出席，欠席議員	1 1 1
○出席説明員及び会議書記	1 1 1
○議事日程第 4 号	1 1 3
○開 議	1 1 4
・議案第 4 4 号から議案第 4 8 号（委員長報告，討論，採決）	1 1 4
・議案第 4 9 号から議案第 5 4 号（委員長報告，討論，採決）	1 1 6
・議案第 5 5 号（委員長報告，討論，採決）	1 2 1
・議案第 5 6 号（委員長報告，討論，採決）	1 2 2
・議案第 5 7 号（委員長報告，討論，採決）	1 2 3
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	1 2 4
○閉 会	1 2 5

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第141号

令和5年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月18日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和5年6月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和5年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月6日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月7日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第3日	6月8日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（2名）
第4日	6月9日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月10日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月11日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月12日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月13日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月14日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月15日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	6月16日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	6月17日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	6月18日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	6月19日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	6月20日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

{ 6 月 6 日 }

令和5年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月6日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

8番	飯野	良治君
17番	久保谷	実君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君
副町	長	坪田	匡弘君
教育	長	立原	秀一君
町長公室	長	佐藤	哲朗君
総務部	長	青山	広美君
町民生活部	長	白石	幸也君
保健福祉部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
人事課長	黒岩	孝	君
管財課長	荒井	孝之	君
税務課長	山崎	厚	君
町民課長	齋藤	明	君
防災危機管理課長	安室	公一	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
国保年金課長	戸井	厚	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和5年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和5年6月6日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度阿見町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第6 議案第44号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第45号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第46号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第47号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第48号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第9 議案第56号 朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について
- 日程第10 議案第57号 損害賠償の額を定めることについて

日程第11 議員提出議案第3号 阿見町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 栗田敏昌君

4番 石引大介君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る5月29日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和5年第2回定例会につきまして、去る5月29日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月20日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月7日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

3日目、6月8日は午前10時から本会議で一般質問、2名。

4日目、6月9日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月12日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月20日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月20日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

令和4年度繰越明許及び事故繰越について御報告いたします。

令和4年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和5年度に予算の定めるところにより繰り越した事業及び事故繰越した事業は、令和4年度繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

次に、令和4年度水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたします。

令和4年度の上下水道事業執行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和5年度に繰り越した事業は、令和4年度水道事業予算繰越計算書及び下水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡博君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第40号から議案第57号のほか、議員提出議案第3号、以上19件であります。

次に、監査委員から、令和5年2月分から令和5年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和5年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、5月31日及び6月1日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和4年度阿見町土地開発公社決算書及び令和5年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。それでは、命により、令和5年5月19日に牛久市で実施した総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

牛久市では、総務常任委員会の年間テーマに沿った空き家対策の取組について調査を行いました。牛久市は、平成24年7月に牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例が施行され、平成29年4月に空家対策課を設置、8月に計画をまとめ、宅地建物取引業協会と協定書を締結、空き家バンクをホームページ上に開設、国土交通省の専用サイトにいち早く加入する

など、スピード感のある取組を行ってまいりました。

牛久市は人口8万4,105人、世帯数3万8,206世帯、平成30年の総務省による住宅・土地統計調査では、住宅総数3万7,710戸の11.2%、4,220戸が空き家となっています。令和5年5月現在で、市（空家対策課）が把握している空き家等は805戸で、適正管理を促しているということです。うち近隣に悪影響を及ぼしている空き家は69戸あり、条例による対応を行っています。

市から空き家所有者等に対する措置件数は、毎年、条例による助言が100件前後、指導が50件前後、特措法による助言は令和3年に47件、指導は25件、勧告も1件ありました。内容の種別では、草、木などが66%、建物、附属物などが30%で大半を占めているということでした。

特定空家等の状況は、平成29年度から令和4年度までの6年間の合計で、認定数が15戸、管理者・所有者が自主的に解体し取り消した数が6戸、市が略式代執行で解体した数が3戸、現在市内の特定空家は6物件あり、その改善に向けて取り組んでいるということでした。特定空家等に認定後は、特措法に基づく助言等の行政措置を行うとともに、職員による自宅訪問などを実施しながら、所有者自身による改善を促しているということでした。

課題については、1、特定空家等への行政指導を実施するとその多くで相続放棄がなされてしまうこと、2、再三の文書による指導や自宅訪問を行っても所有者が無関心で対応されないこと、3、市が負担した行政代執行及び略式代執行費用が全額を回収できないことが多いことなどがあり、法整備の必要性があるということでした。

牛久市では、課長以下合計6名の空家対策課という専任課で空き家に関する全ての業務を行っており、きめ細かな対応ができていると思われました。牛久市の空き家は昭和40年代に開発された住宅団地に多く存在しているということから、今後、阿見町でもますます深刻な問題となってくるものと思われ、非常に参考になった調査でした。

調査に際し、御挨拶をいただいた牛久市議会副議長、議会事務局、御説明をいただいた牛久市建設部空家対策課の担当者には大変お世話になりました。この場を借りまして御礼を申し上げます。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度阿見町一般会計補正予算（第1号））

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第40号から議案第43号までの4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第40号から議案第43号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第40号から議案第42号について関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、4月1日より施行するため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第40号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では、森林環境税の導入に伴う改正、固定資産税関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で特例となっていた商業地等の負担調整措置の既定への適用など、所要の改正を行うものであります。

議案第41号の阿見町都市計画税条例の一部改正の内容としましては、町税条例の固定資産税の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第42号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ22万円とし、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を29万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯においては被保険者の数に乗すべき金額を53万5,000円に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第43号の令和5年度阿見町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。本案は既定の予算額に2,859万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ188億5,259万8,000円とするものであります。

その内容は、物価高騰対策として低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円の給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費を計上したものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第43号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第40号から議案第43号までを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第43号までを承認することに決しました。

議案第44号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第45号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第46号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第47号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第48号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第44号から議案第48号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第44号から議案第48号までの条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

議案第44号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い，所要の改正を行うものであります。主な内容は，新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とされていた手当が，感染症の蔓延の初期段階からの派遣が可能となったことから，特定新型インフルエンザ等対策派遣手当と名称が変更されたことにより，関連する条文を改正するものであります。

議案第45号の阿見町印鑑条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

国の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により，マイナンバーカード所持者について，電子証明書のスマホ——移動端末設備への搭載が可能となりました。これにより，スマホに搭載された電子証明書での印鑑登録証明書のコンビニ交付に対応するため，現行条例の一部について所要の改正を行うものであります。

議案第46号の阿見町介護保険条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免を行うため，阿見町介護保険条例の一部を改正するものであります。内容としましては，令和4年度分の介護保険料であって，令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免の対象とするものであります。なお，この減免措置は令和4年度分の介護保険料で終了となります。

議案第47号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を行うため，阿見町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。内容としましては，令和4年度分の国民健康保険税であって，令和4年度末に資格を取得したこと等により，令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免対象とするものであります。なお，この減免措置は令和4年度分の保険税で終了となります。

議案第48号の阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い，所要の改正を行うものであります。主な内容は，新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とされていた手当が，感染症の蔓延の初期段階からの派遣が可能となったことから，特定新型インフルエンザ等対策

派遣手当と名称が変更されたことにより、関連する条文を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第48号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第49号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第50号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第49号から議案第54号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第49号から議案第54号までの補正予算について提案理由を申し上げ

ます。

議案第49号の一般会計補正予算は、既定の予算額に6億8,579万9,000円を追加し、195億3,839万7,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新規計上。

第19款寄附金で、君原小学校施設整備基金指定寄附金を新規計上。

第20款繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額。

第22款諸収入で、地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減対策として、4か月分の給食費を免除するため、学校給食分担金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第3款民生費の社会福祉総務費で、地方創生臨時交付金を活用し、低所得者への物価高騰対策として電力等高騰重点支援給付金を新規計上。また、非課税世帯等臨時特別給付金事業の国庫支出金等返還金を新規計上。

第4款衛生費の予防費で、令和5年度におけるワクチン接種等に対応するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。

第6款商工費の商工振興費で、地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券発行に係る事業費を新規計上。

第9款教育費の小学校費で、寄附金を財源として君原小学校の遊具設置等を行うため、小学校施設整備事業を増額。

そのほか第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第50号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から155万4,000円を減額し、49億944万6,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第51号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から137万円を減額し、36億4,163万円とするものであります。その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第52号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から77万2,000円を減額し、11億3,522万8,000円とするものであります。その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第53号の阿見町水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について747万4,000円を増額、第4条

に定めた資本的収支について500万円を増額するものであります。主な内容としましては、人事異動による職員給与関係経費を増額するものであります。

また、資本的支出では、建設改良費の委託料を増額するものであります。なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

議案第54号の阿見町下水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について567万7,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について14万1,000円を増額するものであります。主な内容としましては、人事異動による職員給与関係経費の増額及びそれに伴う他会計補助金を増額するものであります。

また、資本的収入では、国からの交付金の内示割れによる国庫補助金の減額及びそれに伴い企業債、他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第55号 財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第55号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第55号の財産の取得（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第12分団の消防ポンプ自動車が導入から20年が経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第56号 朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第56号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第56号の朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、朝日中学校の長寿命化改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第57号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第57号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第57号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

令和5年3月3日、午後5時50分頃、相手方が役場敷地内の常陽銀行ATM前駐車場を利用した際に、前進で駐車したところ、破損していた車止めに接触し、フロント右側のバンパー下部を損傷させてしまい損害を与えました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議員提出議案第3号 阿見町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議員提出議案第3号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番久保谷充君、登壇願います。

〔12番久保谷充君登壇〕

○12番（久保谷充君） 議員提出議案第3号、阿見町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、事業を営む個人である地方公共団体の議員が当該地方公

共同体に対し請負をすることが一定の額以内で認められたことを受け、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、請負をした議員については支払いを受けた合計金額等を議長に対して報告を、議長は報告内容の公表を、それぞれ義務づけること等を定めた条例を制定するものです。

提出者、阿見町議会議員久保谷充。

賛成者、阿見町議会議員高野好央、同じく吉田憲市、同じく紙井和美、同じく川畑秀慈、同じく海野隆。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第3号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

第 2 号

{ 6 月 7 日 }

令和5年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月7日（第2日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

8番	飯野	良治君
----	----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君
副町	長	坪田	匡弘君
教育	長	立原	秀一君
町長公室	長	佐藤	哲朗君
総務部	長	青山	広美君
町民生活部	長	白石	幸也君
保健福祉部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
生活環境課長	小笠原	浩二	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
中央公民館長	飯塚	洋一	君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和5年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和5年6月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和5年第2回定例会

一般質問1日目（令和5年6月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 紙井 和美	1. 不登校対策について 2. 手話言語条例の制定について	教 育 長 町 長
2. 海野 隆	1. 地域おこし協力隊の活用による地域活性化について 2. クラウドファンディングの利活用を促しいっそうの市民活動の活性化を図ることについて 3. 阿見町における地球温暖化防止対策・CO ₂ 削減の進捗について	町 長 町 長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 町における借地の実態と今後の方向性について 2. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について	町長・教育長 教 育 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序は通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

不登校対策の中で、児童生徒と保護者の支援について伺います。

文部科学省の調査によれば、2021年度、学校を30日以上欠席した不登校の小中高生は約30万人で、過去最多を更新。特に小中学生の人数は24万4,940人で、前年度から4万9,000人近い25%増加となっています。内訳は、小学生が8万1,498人、中学生が16万3,442人でした。不登校の小中学生は9年連続で増加しており、10年前と比べると、小学生は3.6倍、中学生は1.7倍

に増え、特に中学生は20人に1人が不登校となっています。

そのような事態を踏まえ、文部科学省は本年3月末、不登校の総合対策COCOROプランを新たに策定いたしました。誰も取り残さない学びの保障へ向けた不登校対策の支援であります。不登校特例校の増設や保護者への支援などが明記されています。

子供が不登校になる理由は様々で特定は難しいのですが、大切なのは不登校の原因を探ることよりも、子供の今のままと認めることであると専門家は話しています。また、その保護者においては、我が子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうというケースや、誰にも相談できずに孤立する場合があります。それがとても心配であります。

このプランでは、1、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保。2、心の小さなSOSを逃さず、チーム学校で支援をしていく。3、学校の雰囲気を見える化し、安心して学べる場所に。この3つの柱を掲げています。一方、保護者への支援の強化、相談窓口の整備やスクールカウンセラーによる支援を進めております。

これらの対策について文科省は、今すぐできる取組から速やかに実行するとし、全国の自治体や教育委員会などでの取組を求めているところであります。23年度予算では、自治体による不登校特例校の設置促進など、不登校対策に約85億円を盛り込み、対策を進めております。不登校の対策は待ったなしであります。子供たち一人ひとりに光を当て、誰一人置き去りにされない教育の実現に向けて、各自治体で全力で取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

不登校の子供を支援していく上で、その保護者に対する支援が大変に重要であります。当町で保護者が一人で悩みを抱え込まないように取り組んでいることは何か。また、保護者の会などの集まりに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーがコーディネートを行うなどの取組についてはどうか。

2、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できるよう、スペシャルサポートルームなどの場所の設置や拡充をしてはどうか。また、通級指導教室に通うなど、落ち着いた環境で学校生活を送ることができる取組についてはどうか。

3、1人1台タブレットを活用している中で、健康観察等、心と体の変化を見るなどの取組はどのように行っているか。

4、学校の風土と欠席日数には関連を示すデータがあります。不登校対策の一環として、学校運営に当たり、例えば校則の見直しや授業の改善などに児童生徒が主体的に関わる取組はどうか。

以上の4項目についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願ひ

ます。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長（立原秀一君） おはようございます。一般質問1日目、よろしく申し上げます。

それでは、紙井議員の不登校対策についての質問にお答えします。

1点目の、保護者が一人で悩みを抱え込まないよう取り組んでいることは何か、についてであります。

不登校児童生徒の保護者への支援については、保護者が抱く不安に寄り添った相談体制を築くことが重要であると考えております。担任や生徒指導主事が家庭訪問などの際に相談に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら支援に当たっております。また、教育相談センターでは、指導員が電話や来所での相談を随時受け付けており、適応指導教室「やすらぎの園」に通所している児童生徒の保護者とは定期的に電話相談や面談を行っております。

保護者の会等の集まりに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーがコーディネートを行うなどの取組についても、心理的不安の軽減につながるものであり、実施の方法等を検討してまいりたいと考えております。

2点目の、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できるスペシャルサポートルームなどの場所の設置や拡充をしてはどうか、についてであります。

中学校においては、令和2年度から校内フリースクールを設置し、町で配置している不登校対策指導員が生徒の支援に当たっております。小学校への拡充についても検討してまいりたいと考えております。

通級指導教室は、学習障害や情緒障害など軽度の障害のある児童生徒が、障害に応じて個別に指導を受ける教室となっております。入級希望の相談については各学校で個別に対応しております。

3点目の、1人1台タブレットを活用している中で、健康観察等、心と身体の変化を見るなどの取組は、についてであります。

昨年度から、中学校においては生徒がタブレット端末から24時間投稿可能なオンライン窓口の運用を始め、相談体制の充実を図っております。また、日々の健康観察や保護者からの欠席の連絡は、スマートフォンのデジタルアプリを活用しております。タブレット端末については、今後も活用の幅を広げていきたいと考えております。

4点目の、不登校対策の一環として、学校運営に当たり、例えば校則の見直しや授業の改善などに児童生徒が主体的に関わる取組はどうか、についてであります。

不登校の未然防止については、児童生徒が主体的に取り組む活動を通して、学校に来ること

が楽しいと感じられるような魅力ある学校づくりが重要であると考えます。各学校においては、校則の見直しや各種行事において児童生徒が主体的に関わる場面を設定し、主体性を育む取組を進めております。また、日々の授業においても、児童生徒が自らの学びを実感でき、自らの成長を確かめられるような授業づくりに努めております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） まず、チーム学校による支援として、各課・関係機関が連携することが非常に大事なというふうに考えております。それがSOSの早期発見へつながるということですけど、先ほどの答弁の中でも、担任や生徒指導主事が家庭訪問の際に相談に応じていると。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの連携を図りながらというふうにありましたけれども、この連携は具体的にどのように行われているかお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

不登校の要因や、児童生徒が置かれている状況は様々であります。心因的な要素が大きい場合はスクールカウンセラー、福祉的な支援が必要な場合はスクールソーシャルワーカーや子ども家庭課と情報共有をしながら定期的にケース会議等を行い、支援に当たっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。

保護者の会など、そういうところにスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、先ほどおっしゃった専門家が来てくれるということは、もちろんありがたいことなんですけども、その専門家だけではなく、町職員や教育委員会からも参加してもらおうというのはいかがでしょうか。これは保護者のほうから意見が出ている内容なんですけれども、お互いに意見が言える場があるということで、保護者と行政の意思疎通が、保護者の孤立を防ぐという安心感が生まれると思うんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

もちろん行政の立場で、保護者の方から意見を伺ったり、あるいはこちらから様々な支援についての情報提供をさせていただくことが、保護者の不安の解消につながるものと思いますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 保護者の方にとっては、なかなかせっぱ詰まった状態になったとしても教育委員会まで足を運ぶというのは、かなり敷居が高いというお声がありましたので、そのように会の中に入れていただくと非常にありがたいなというふうに思っています。

今回、不登校のお子さんを持つ保護者の方々に聞き取り調査をさせていただきました。たくさんあるんですけど、ピックアップしてお伝えしますけれども、親の会をもし立ち上げる……。いろんな親の会が、いろんなカラーがあっていいのかなと思うんですけども、親の会を立ち上げる場合の要望に関してということで、これは町のメールや各学校のスクリーンアプリですね、それで会のお知らせを出すような形でつくってもらいたい。あと、当事者の気持ちが癒やされるような、寄り添える、どんな状況でも柔軟に対応していただける会をつくってもらいたい。親が肩身が狭くなったり、追い詰められない場所として設置してもらいたい。悩みを相談したりリフレッシュできる会としてもらいたい。

これが親の会を立ち上げる要望のちょっと主なものなんですけど、あと学校に対する要望というのがあります。

行き渋りや不登校になり始めの頃には、保護者は一番不安だというふうに思うんですけども、カウンセラーやその他の相談窓口、教育委員会も含むんですけども、の案内とか、校内で過ごす場合の様々な提案など、いろんな選択肢を提示してもらいたいというふうな思いの話がありました。個々に合った柔軟な対応、10人いたら10人とも違いますので、その個々の対応に寄り添ってもらいたい。学校に来てほしい、ぜひ学校に登校する、というようなことが前提の対応になっている気がする。そうではなくて、いろんな選択肢を出してもらいたいということもありました。不登校でも肩身が狭い思いをせずに、いろんな状況の生徒に対応してもらいたい。また、不登校も完全不登校、登校渋り、別室の登校など形もいろいろあるんですけども、なかなか難しいとは思いますが、先生方は本当に一生懸命やったださるといっては重々分かっている中でも、やはりちょっと声を聞いてもらいたいということがありました。

あとは、学校と家庭以外の第3の場所は、みんなが求めているものが違うので、フリースクール以外にも選択肢が増えるように、例えば放課後デイサービスや学童、学習塾、あと図書館、そういうところにも、学校に行っている時間は利用できないと思うので開放してもらったり、登校させようとせずに見守ってくれるサービスが欲しいという声がありました。また、その他の中で、不登校の親の会があれば、資格がない方でも、そこに短期のバイトとして雇ってもらうなど、お互いによその子を見守り合うというのもどうかという声がありました。

そういったことから、こういった話が、直接話ができるといいなというふうに私も感じていた次第であります。

次に、町内の3中学校の校内フリースクールに配置されている不登校対策の指導員の人数と、どんなような資格の方が受け持っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

不登校対策指導員につきましては、現在のところ、各中学校1名ずつの配置をしております。

個別の対応が必要な生徒への支援や、保護者からの相談に乗ったり、あとは教職員へも指導・助言を行ったりしますので、経験豊かな職員の配置を行っております。現在のところは、3校とも全て校長の経験者を配置しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。

先日、町内3中学校のフリースクールの中で、朝日中学校のフリースクールを見学させていただきました。ゆったりとした空間の中で読書をしたり、タブレットをしっかりと聞きながら操作したり、勉強したい人には教える体制、「数学教えます」とさりげなく看板があったりとか、そういうふうな体制が、本当に一人ひとりに応じた居場所を提供されているのが、よく見てとれました。

全中学校の校内フリースクールを利用する生徒の現状と今後の在り方は、どのように考えていらっしゃるか伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

校内フリースクールにつきましては、ほぼ1日そこで過ごす生徒や、1時間だけ過ごす生徒、時々利用する生徒、それぞれの状況は異なっております。まずは生徒が自立を目指し、安心して生活できる居場所としての活用を考えております。

また、生徒の状況を考え、要望等があれば学習の支援についてもタブレットを使って個別に学習を進めたり、また、教室の授業の様子を動画で配信して別室で授業を受けたりすることができるよう、そういった活用も考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

発達障害等、少し障害をお持ちの方が通う通級指導教室なんですけれども、そこに不登校の生徒の方が、時たまでも構いませんので、通うことについて、入級希望の相談について、各学校で個別に対応しているというふうにありましたけれども、その考え方と具体的な事例があっ

たら教えていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

通級指導については、校内の教育支援委員会で、児童生徒の状況を踏まえて通級の可否を判断いたします。また、通級には保護者の方の通級希望書というのが必要になっております。不登校の児童生徒が、少人数の学習を希望する場合は、いわゆる保健室登校等と同じで、学校に慣れるまでの期間を決めて対応するという事は可能だと考えておりますが、それぞれの学校、通級が開設されていない学校もありますので、個別での対応になるものと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。これは保護者の方から受けた内容でありまして、もしそういう要望がありましたら受けていただければというふうに考えております。

先ほど、生徒がタブレット端末から24時間投稿可能なオンライン窓口の運用を始めたというふうにおっしゃっていましたが、具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

生徒の1人1台端末、タブレットのデスクトップに、今オンライン相談窓口のショートカットを作成しまして、いじめや虐待、そういった生徒からのSOS、これがいつでも書き込んで発信できるようにということを行っております。書き込みについては、教職員が定期的に確認をして、原則即日に対応するようにしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） いろんな機器を使いながら、即座に対応できる体制をこれからも取っていただきたいというふうに思うんですけども、スマートフォンアプリのデジタルアプリを活用しているというふうに先ほどありました。

このアプリ——スクリレアプリについては事前にお聞きしたんですけども、小中学生のお子さんがいない場合は初めて知る方も多いかと思えます。健康観察や保護者からの欠席の連絡も、これによって非常に気持ちも負担が軽くなり、時間の短縮にもなる有効な手だてではないかなというふうに考えるんですけども、これについての具体的な活用事例をお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

スクリレというアプリは、学校と保護者の連絡手段をデジタル化するアプリとなっております。学校が配付する手紙、いわゆるお便りを電子データで直接保護者のスマートフォンのほうに送信いたします。確実に保護者へ届けられるだけでなく、必要なときに確認できるようになっております。手紙類を印刷・配付する教職員の負担軽減、また紙やインクの経費削減にもつながっております。

また、これまで電話や連絡帳で行っていた出欠席や検温等の健康状況の連絡も、スクリレで個別に行うことができるようになっております。不登校の保護者の方は毎日の欠席の連絡を学校にするのがストレスになっている、そういうような声もお聞きしますので、そういったところの軽減にもつながっていると考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。ありがとうございました。

各学校の校則の見直しや学校行事に、児童生徒が関わり主体的に取り組むことをやっているというふうにお聞きしました。その具体的な内容についてお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

校則の見直し等につきましては、児童生徒のアンケートを定期的に取りまして、それを学級や生徒会等で話し合いを行い、見直しのほうを行っております。最近では中学校のほうで、靴や靴下の色などの見直しを生徒の意見を取り入れながら行いました。また、現在LGBTに配慮した制服の見直しについても行っております。

各種行事についても、児童生徒が主体的に関われるような取組を進めております。

現在、3中学校のほう無事に今年度修学旅行を終了しまして、小学校でもこれから宿泊学習等を行っていきますが、その目標を決めたり、持ち物や行程、こういったものも児童生徒が実行委員となり主体的に取り組むことができるように学校のほうでは進めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。非常に大事なことではないかなというふうに思います。居場所づくりで、ここにどうぞというふうにするばかりではなく、何か学校のために手伝ってほしいということを頼まれた場合、児童生徒は非常にうれしい気持ちになると思うんですね。

また、自分の声が校則や学校運営に反映されたときには、自分も学校の一員だなという気持ちが高まってまいりますので、これからもそういった試みを児童生徒と一体になってやってい

ただきたいなというふうに思っております。

また、日々の授業の中で、児童生徒が自分で学びを実感できる、自分の成長が確かめられるような、そういった授業づくりをしていただきたいと思いますと思うんですけども、そういうことをやっていらっしゃるかどうかお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

学校生活の7割は授業になっておりますので、やはり楽しく分かる授業というのが不登校の未然防止にもつながるものと考えております。阿見町では全ての小中学校におきまして、阿見町の授業スタンダードとして、学習課題の工夫と授業の振り返りの充実、この2点を重視した授業づくりを行うように、指導・助言のほうを行っております。

学習課題の工夫は、児童生徒の主体的な学びにつながります。また、授業の終末場面におきまして、児童生徒が自らの学びをしっかりと振り返る時間、これを確保することで、この1時間の授業で自分はどんな力が身についたのか、どんなことができるようになったのか、しっかり認識することができますので、次の学びにつながっていくものと考えております。

例えば、隣の席の児童生徒同士で、この1時間の授業でどんなことが分かったかを伝え合ったり、互いのよさや頑張りを認め合う場面を意図的に設定することで、自己肯定感も高まりますので、自己肯定感を高めていくことも不登校の未然防止につながるものと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） おっしゃったとおり、やはり自己肯定感が低くなってくると、どうしても表に出て行きたくなくなるというのは、これは大人も同じかなというふうに感じているんですけども。

この授業の中で最後に振り返りをするというのは、すごくいい試みだと思います。本来は、授業が終わって、そのままベルが鳴って家に帰ってから復習する。大体、家に帰ってしばらくすると、ちょっと記憶も薄れて忘れてしまうというようなことになると思うんですけど、その授業の中で最後に締めくくりをするというのは非常にいいことだと思います。それは、いつ頃からスタートしたものでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

教育委員会のほうで学校を訪問しておりまして、5年前ぐらいから、やはり授業の中で最後の授業の場面が流れてしまったりするところが見受けられましたので、やはり議員のおっしゃるように、1時間の授業で何が身につけていたかを子供たちが実感できるようにしてい

くということで進めております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 非常にいい試みだと思いますので、このように継続していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、以前までは不登校といえ、何としても学校に行かせなければならぬと、親も周りもそういうふうには焦っている気持ちがあったりしましたけれども、こうあるべきというイメージ、これが強かったというのが今までの時代でしたけれども、これからは多様性のある生き方として、その人らしく歩いていく選択肢がたくさんあるのではないかと考えます。

一人ひとりにとって何が一番充実した人生になるかを、たくさんのいろんな目で見守りながら育てていくことが重要ではないかなと感じています。親も教員も地域も、皆が一人ひとりの子供の心を信じて、誰一人置き去りにしない社会をみんなでつくっていききたいというふうに決意をしているところであります。不登校については、これからも継続して見守っていききたいというふうに考えています。

以上でこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

手話言語条例の制定についてであります。

手話は、独自の語彙や文法体系を持ち、指や手、顔の表情、体の動きなどを使って表現する目で見える言語であります。我が国の手話は明治時代に始まり、情報の獲得とコミュニケーションの手段として聾者の間で大切に受け継がれてまいりました。かつては口の形を読み取る口話法等を主流として、手話を使用することが聾学校などでも禁止されていた時代がありました。しかし、聾者にとっては重要な対話の手段の1つである手話を、お互いの気持ちや考えを理解し合うため、また知識を蓄え、そして文化を創造するために必要な言語として大切に育み継承してきた歴史があります。

そのような長い時を踏まえて、平成18年、2006年に障害者の権利に関する条約が国連において採択され、手話は言語であることが明記されました。また、日本国内においても、平成23年、2011年に障害者基本法が改正され、全ての障害者は可能な限り言語、これは手話も含む、この他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるというふうに明記されました。手話を言語としたことに続き、平成28年、2016年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律によって、障害のある人たちに対する差別の解消とともに、その人権が守ら

れ社会参加への道が開けることが期待されるようになりました。

手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合って、共に生きる社会を実現するために手段を講じなければいけません。手話言語条例は、手話を独自の言語体系を持つ言語と位置づけ、聞こえない人と聞こえる人が互いに理解し尊重し合うことを目指して、平成25年、2013年に鳥取県が全国で初めて制定をいたしました。

全日本ろうあ連盟の資料によりますと、同様の条例——手話以外の意思疎通手段も対象とする条例を含む、を制定した自治体は、令和5年、2023年5月16日現在、全国で36都道府県17区340市92町4村で、計489自治体であります。

当町においても、聴覚障害を持つ方々の重要なコミュニケーションの1つである手話をより多くの人々が共有することになれば、互いの意思疎通はさらに広がっていくのではないかと考えます。また、声を出せないときの避難所などの会話のツールにもなる手話について、当町の取組はどうか、お伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

紙井議員の、手話言語条例の制定についての質問にお答えいたします。

手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき手話の普及等に努めるとともに、多様なコミュニケーション手段への理解促進、利用推進を図ることで、障害がある人もない人も互いに尊重し、安心して生活できる共生社会の実現を目指すことを目的としたものであります。

手話言語条例の県内の制定状況については、県及び3つの市で制定されている状況です。

町では、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等の調査審議を行う阿見町障害者施策推進協議会を開催しておりますが、この手話言語条例の制定につきましても、委員の皆様の御意見をいただきながら検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

手話は言語という考え方について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほども議員もおっしゃられましたとおり、2006年12月に国連のほうで障害者権利条約ということで、手話は言語であるということが国際的に認知されたというふうに承知しております。

町の見解といたしましては、この条例に定義されているように、手話は音声言語と同じ言語

であるというふうに認識してございます。また、手話の普及等に関する町の施策としましては、町の要綱を整備しまして、手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成講座事業、このような事業を実施しております。そのような事業を広報しまして、手話が音声言語と同じ言語であるということも多くの方に認識していただけるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 我が町の聴覚障害の方は令和4年度現在で、2級が31人、3級が25人、4級が22人、6級が41人で、計119名いらっしゃいます。

公的資格である手話通訳士、また行政が派遣する手話奉仕員、通訳者はやはり不足しているというのが現状であります。手話通訳者になるには、まず入門1年、基礎講座1年、手話通訳者養成講座2年、そしてその後、茨城県の手話通訳者試験に合格した後、国家資格の手話通訳士試験の合格というふうになりますが、その合格率は10%から20%ということで、かなり狭き門となっています。

一方、手話奉仕員につきましては、市町村が実施する手話奉仕員養成講座、これを修了した人のことなんですけれども、手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれています。基礎課程を修了すると市町村に手話奉仕員として登録されますが、登録に試験を課している市町村もありますが、中には自己申請で登録できる市町村もありますし、また厚生労働省障害者社会参加促進事業の中で手話奉仕員の養成、派遣事業を行っている地方自治体も多くあります。

当町の受験者数は、令和元年には3人、コロナ禍で中止になった後、令和3年には4人、令和4年には12人というふうに増えております。

土浦、阿見、美浦の3市町村で講座人数が決まっていますけれども、土浦が、御承知のとおり、この4月に手話言語条例を制定いたしました。そういったことから関心はかなり高まるんじゃないかなというふうに思っていますので、受講者が増えるのではないかと思います。人数の割り振りに関しては大丈夫でしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

受講者につきましては、実は令和4年度におきましても阿見町の枠を超えた申込者がありまして、そういったことがあったんですけれども、希望した方が全員受講できるように調整をさせていただいております。今後も同様に、そういった希望者があった場合には調整をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。養成する方、一人でも多く誕生していただくとありがたいなというふうに感じております。

御承知のとおり、2021年7月1日から公共インフラサービスとして電話リレーサービス、これですよね。これ、阿見町のホームページからも取れるんですけど、総務省が出しているものですけれども、これが全国で導入されました。

どのように啓発しているかというのと、当町の利用状況、分かれば教えてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

電話リレーサービスなんですけれども、簡単に概要を説明させていただきますと、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の方との会話を通話オペレーターが、手話、文字と音声を通訳することによって、電話で双方向につなぐサービスでございます。電話リレーサービスで実現される主なものとして、24時間365日対応ができると。それから、緊急通報の対応も可能であると。それから、通話の相手方と双方向での発信が可能となっております。そのほか、お店の予約、家族・友人との連絡など、お互いにやり取りをすることが可能となっており、聴覚障害者との意思疎通として非常に有効な方法と認識しております。

現在、町ホームページに情報を掲載しておりますけれども、今後、広報あみにおいても、これを掲載して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、当町の利用状況ということなんですけれども、こちらは個人と、このリレーサービスをしている提供機関との契約となっておりますので、利用状況などの詳細については把握をしてございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） これ5月26日の茨城新聞の記事なんですけれども、県の聴覚障害者協会の水戸でのリレーサービスの状況が載っています。これをぜひ普及させてもらいたいということはこの協会の吉沢会長がしっかりと訴えていらっしゃる。非常に便利なものですので、ぜひ啓発していただければなというふうに思っています。

また、聴覚障害者からの要望とかがあると思うんですけれども、なかなか声を、訴えていきづらいということもあります。聞き取り調査というのは行っているんでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

直接的な聞き取り調査というのは今行ってはいないんですけども、令和5年度・6年度、2か年かけて障害者基本計画というのを策定していく予定でございます。令和5年度はアンケー

ト調査を行ってまいりる予定でございます。

そういった中で、聴覚障害者を含む関係者の皆様へのアンケート調査を予定しておりますので、そのような機会に要望等のほうをお聞きしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ寄り添って声を聞きに行っていたきたいなというふうに思います。

先ほどの手話言語条例ですけど、これは「手話を学んでみませんか」って、これ東京なんですけれども、東京都手話言語条例ができましたということで、こうやってポスターをいろんなところに貼ったりしながら、チラシもいろんなところに出したりしながら、手話の重要性を訴えているんですけども、手話の言語条例につきましては、平成25年の議会の一般質問で久保谷充議員が発表されていまして。

その後、平成27年、2年後の2015年第1回定例会におきまして、手話言語条例の制定を求める請願書を、私も紹介議員として提出させていただきまして、議会で採択をされました。阿見町議会から国会に意見書を提出しました。当時は本当にそれがまだまだ普及していなく、国へ訴えていく状況でありましたけれども、当時から8年たちまして条例制定の自治体もどんどん増えていっております。

町としての考えについてお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

請願以降、県のほうとか、それから県内市町村……。県のほうも平成30年に条例を制定して、先ほどもありましたとおり、土浦でも今年度から施行されたということがございます。徐々に進みつつある状況であるというふうに認識してございます。障害者の皆様が地域で安心して生活できるまちづくりのために必要な条例、それから施策について今後も調査検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 阿見町には、聴覚障害の方の会というのがありませんで、手話サポートをする「たんぼぼ」というグループが一生懸命頑張っていらっしゃるんですが、その中でも二人しかいらっしゃいません。

手話は聞こえにくい人にとって大事な対話の手段でありますので、音声言語と同じように自然に身につくというのが、これは理想かなというふうに思うんですけども、それがなかなか

学ぶ機会が確保されていないというのが状況であります。

教育現場の手話の習熟や、また教育機関への手話通訳者の配置もほとんど進んでいないというのが現状であります。また、当事者が医療現場へ出向くときに、日常生活の様々な場面で使える環境整備が必要ではないかというふうに考えております。

改正障害者基本法の第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけておりまして、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広めて、聞こえない子供とか、あと手話を身につけて、手話で学べ、また自由に手話を使って、さらには手話を言語として普及して、会話、対話をしていくと。それを研究することができる環境整備に向けた法の整備が、国として実現することが非常に重要であるというふうに考えます。

学校現場での手話教育も増やしていきたいというふうに思っています。これはもう前々から教育委員会にもお話をしていましたけれども、なかなか授業の中で取り入れるのは難しいということをお聞きしていたところでありました。学校教育課のほうにちょっとお尋ねをしたいんですけれども、子供への手話の学習について、その後、現状はどのようなになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

学校での手話につきましては、総合的な学習の時間で福祉分野の学習を行う際に、アイマスク体験ですとかそういったものと一緒に、これまで主に小学校4年生あたりで取り入れてきた経緯がございます。

ただ、ここ数年やはりコロナ禍で、学校に外部の方を招いてということは、ここ3年間ほどできておりませんので、今後、手話の体験等も含めて積極的に行うように周知のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ学校のほうでも、そのようにお願いをしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、当町には先ほど申しあげましたように、聴覚障害者協会というのがありません。聴覚障害者のほとんどの方は家にいることが多くて、また人と接して手話を使って会話するということまで行かない人もたくさんいらっしゃいます。

手話サークルの中でも、先ほど申しあげたように聴覚障害の方は二人、あとは手話を広めたいという方が集まって20人ほどいらっしゃるということでした。聞こえないから、やはり外出が不安であったり、また今まで差別を受けていたことによる心の問題もあって、人と接するの

がおっくうになったりとか、そういう一人ひとり様々な思いがあって、なかなか表に打って出ることができないというのが状況でありました。これは当事者の方に直接お聞きをして分かったことなんですけれども。

行政でもサークルをつくる、バックアップをするなどの施策を、何とか社会全体で会話の壁を取り払う施策をつくっていただきたいと思うんですけれども、手話の普及を強く要望することと、この手話言語条例の前向きな動きをお願いしたいんですけれども、最後に一言お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、障害者の方々の安心できるまちづくりというようなことで考えていきたいと思っておりますので、そういった条例、それから施策について前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 先ほども申し上げましたように、なかなか自分の声で自分の思いを表に出すことができないでいるもどかしさというのが、それぞれの方がおっしゃっていましたので、どうかその心の声を引き出すような形で寄り添っていただければなというふうに思いまして、この手話に関する一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の方もいらっしゃるようで、こんにちは。海野隆でございます。

去る5月27日、公益財団法人海原会が主催する第56回予科練戦没者慰霊祭が、雄翔園で行われました。かつての日本旧海軍記念日である5月26日を中心とした日に実施されている慰霊祭

は、1966年阿見町に予科練の碑を建立して以来、海原会が中心となって予科練戦没者の慰霊と顕彰を行っています。同僚議員の皆さんも、それに町長、教育長はじめ町の幹部の皆さんも御参列をいただきました。

78年前の1945年6月10日、阿見町にあった土浦海軍航空隊が米爆撃機B29による空襲に見舞われ、10代の予科練生と教官、民間人ら計374人が犠牲になった戦禍があり、阿見町にとって6月は特別の月となります。

日本とは遠く離れていますけれども、ウクライナの現状についても思いを馳せざるを得ませんでした。2018年3月に、阿見町国際交流協会で「世界の文化を知ろう」ウクライナ編の講演が行われ、ウクライナの豊かな自然と肥沃な大地、そして古い歴史の国という印象を受けました。一度訪れてみたいと思いました。しかし、その4年後、2022年3月、ロシアによるウクライナ侵攻によって状況は一変しました。

阿見町議会では、2022年3月、議員過半数の開議請求を行い、本会議を開いて、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を議決しました。それから丸1年以上が経過しておりますが、ウクライナ情勢は、ウクライナ市民の多くが犠牲になりながら、まだまだ予断を許しません。国際社会が連帯して、ロシアが無条件で戦闘をやめ国外に退去することを要求しなければならないと思います。ウクライナに早く平和が訪れることを祈念したいと思います。

さて、第1の質問に入りたいと思います。

質問その1、地域おこし協力隊の活用による地域活性化について伺いたいと思います。

日本の地域社会は、過疎や高齢化の進行が著しい、特に地方が著しい状況にあります。地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした地域おこし協力隊制度により、全国の自治体で隊員が採用され活躍しております。

総務省の統計によれば、令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455名増の6,015名となり、受入れ自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となっております。県内でも、茨城県をはじめとした24自治体で、108名が活動をしております。

そこで、阿見町における地域おこし協力隊の受入れと活用について伺うものであります。

- 1、全国や国内における地域おこし協力隊の活動状況について。
- 2、阿見町におけるこれまでの地域おこし協力隊採用の検討状況について。
- 3、来年度の地域おこし協力隊採用検討状況について。

以上3点、お伺いをしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、地域おこし協力隊の活用による地域活性化についての質問にお答えいたします。

1点目の、全国や県内における地域おこし協力隊の活動状況についてであります。

令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、全国で6,447名、受入れをしている自治体数は、1,116団体となります。

都道府県順にみると、北海道943名、長野県421名、福島県281名が上位3道県となり、茨城県は127名で、18位となっております。

県内では26団体が受け入れており、県南地域では石岡市4名、稲敷市8名、美浦村4名という状況です。

全国では、隊員の約4割は女性、隊員の約7割が20歳代と30歳代となり、任期終了後、約6割が同じ地域に定住しております。隊員の進路としては、約4割が起業、約4割が就業、約1割が就農等となっております。

2点目の、阿見町におけるこれまでの地域おこし協力隊採用の検討状況についてであります。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とした、地方創生の取組の1つであります。

当町では、良好な住環境の創出、子育て支援策の充実、移住促進奨励金などを中心として定住人口の増加に取り組んでまいりましたが、地域おこし協力隊制度については情報収集に止まり、具体的な検討は行っておりません。

3点目の、来年度の地域おこし協力隊採用検討状況についてであります。

近年では地域おこし協力隊の受入れ自治体が急激に増えていることから、募集しても応募者がいない、受入れ地域・受入れ自治体・隊員のミスマッチによる早期の離任などが問題となっております。

地域おこし協力隊制度の導入に当たっては、町が協力隊員とどのような地域おこし施策を進めるかを具体化するとともに、受入れ後の隊員を支えるサポート体制の構築が不可欠とされております。現在、策定中の第7次総合計画の施策展開を踏まえ、導入分野の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。

私が申し上げたのは令和3年で、4年目、1年たってみると相当県内でも増えていると、こ

うということが分かると思います。

それで再質問になりますけれども、2点目の、どうして阿見町で、地域おこし協力隊採用について本格的な検討が行われなかったのかということ、答弁で多少触れられておりましたけれども、ちょっとよく分からないので、もう少し細かくお聞きしたいと思いますけれども。

もともとの地域おこし協力隊制度というのは、結構幅広い分野でその活躍が想定されていた制度だというふうに思います。例えば農業とか芸術とか観光とか、言ってみると地域の課題をほぼ全て網羅しているような、そういう制度設計になっていたんじゃないかなと思います。総務常任委員会で視察を行ってまいりましたけれども、特に受入れ人数が多い稲敷市に行って、近隣でこんなことが行われていたんだなということを実感をしてきたんですけれども。

いろいろ聞いてみると、休日の部活動の地域移行に向けて、関係者との連絡調整の体制や指導者の確保等に関する実証事業を実施し、その成果を普及するとともに、中学校における部活動指導員の配置等を支援する事業で……。これ、ごめんなさい、これは稲敷の事業じゃなくて、こういうことが想定されているということをお話し申し上げているんですけども。あるいは、スポーツ・健康まちづくりを地域を挙げて推進する地域スポーツコミッションの設立や事業の多角化、これは実際稲敷市で取り組んでいる協力隊員がいて、実績を上げているようです。

それから、先ほど申し上げた農業分野で、青年等の就農者及び営農のための資金として、営農に必要な機械・施設等の取得等を無利子資金により支援する事業とか、あとは地域おこし協力隊員を活用して行うことができると思われる様々なメニューがあったはずなんですよね。

そういう中で、なぜ阿見町で、採用してないのは分かるんですけども、その採用に至らなかった、もうちょっと詳細な検討状況とか、その検討した結果どうだったということについて、もう一度改めて詳細に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

地域おこし協力隊でございますけれども、地域創生の施策の1つということになってございます。当町の地方創生でございますが、平成27年10月に策定をいたしました「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」に基づきまして施策を実施してまいりました。

平成27年当時でございますけれども、人口減少とそれから少子高齢化に町としてどう対処していくかという議論の中で、まだその事例が少なかった。それと、主に過疎地域への施策であったという地域おこし協力隊という方策ではなく、まだ阿見吉原土地区画整理事業や荒川本郷地区などの民間開発の活性化などの面整備の動きを捉えまして、若い世代の定住促進を図るための施策、3世代同居・近居奨励金などの施策を中心に選択してまいったところでございます。そういったところで定住の促進を図ってきたというような状況でございます。

御指摘の新規就農者などの活用でございますけれども、内部的には検討したというような経緯はございますけれども、人口増加策というよりは、やはり農業振興の施策としての側面が強いということと、それから地方創生の推進という点で、先ほど申し上げました奨励金措置のほうを制度として選択してまいったために、地域おこし協力隊の活用は見送ってきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。

私ね、議員になってから10年以上たちましたけども、当時、町というかな、地域が発展するためには3つの人が必要だねなんて話、議論したことがあります。非難されたことありましたけども。よそ者、あと、若者、それから言葉は非常に悪いんだけど、ばか者——ちょっと変わった人というかな、その地域にあまりない変わった人。この3つの要素を満たすのは、この地域おこし協力隊なんですね。

多分いろんなハレーションは起きていると思いますよ、この地域にね。もう最近の報道によれば、よそ者というか地域おこし協力隊も含めて、そういう人たちは地域のしきたりに従うべきだみたいなことで、大きく報道されたこともありましたけども、地域がやっぱり常に活性化をもって発展していくためには、今言った3つの要素というのは非常に大事な要素だと、今でも私は思っています。

実際に阿見町に移動するというのは、居を移すという移動する、この人たちはよそ者が大半ですよ。阿見町は若い世代が多い。ただ、ばか者がいるかどうかという、そこはちょっと疑問があるんです。言葉は悪いけども、ばか者というのは非常に個性があって、あることに一心に取り組むというのかな、そういうことで非常にこの地域おこし協力隊隊員と親和性があるというふうに思っていて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでもう1つ、3点目の質問に対する答弁に再質問をさせていただきますね。

確かに最近の状況をいろいろ聞くと、答弁にもありましたけども、募集しても応募者が少ない、いない。受入れ地域・受入れ自治体と隊員のミスマッチがあると。早く、任期3年なんだけども1年で辞めてしまうとか、そういうことも問題になっていると。これは事実だと思いますね。しかし、それは全体としては少数で、もちろん少数のケースというのは、隊員の人生設計にも影響するし、その地域にとってはやっぱり傷を受けてしまうということがあって、非常に重要なんだけど、非常に少数だと、そういうケースはレアケースだと思います。

全体としては、若い世代の定住や地域活性化に大きな成果を上げていると思います。だからこそ、この令和3年から令和4年、令和4年から多分令和5年と、ずっと応募する隊員数も増

えているし、受け入れる自治体も急激に増えているというふうに思っています。

阿見町は、若い世代にとっては非常に魅力的な町だと私は思います。私はここに来たときは若い世代ではありませんでしたけれども、非常に魅力的ですよ、これね。もう首都圏には近い、それから買物も便利、つくばもある。それから成田にも近い。こういういろんな意味で魅力的な町だと思うんですね。この阿見町を舞台に活動してもらおうというかな、舞台に活動してもらって、その活動を全国に発信できるような、そういう人材、地域おこし協力隊の隊員、これを採用しないという選択肢は、私はもうないんじゃないかと思うんですよ。

視察をした稲敷市、近隣の美浦村も、受入れ体験もあるし実績もあるので、そういう意味ではさっき言ったミスマッチの経験なども、初めて阿見町が、もしそういう状況に陥っても、経験をしっかりと共有することができるということだと思います。

阿見町で最近寂しい思いをしていることが幾つかあります。それは私が特に懇意にしている飲食店——トンカツ屋さんとかパン屋さんとか、あそこの食堂も最近やめましたね。新しくオープンしたところも何年かでやめてしまったところもあるんですけど、これは置いておいても、個性的で非常に魅力的な店舗ね、これが後継者がいないということで閉店しているということが続いております。これは地域にもぼっかりと穴の空いたように町の魅力が減少しております。私も、トンカツだったらあそこだねと大分紹介してきたんですけど、そこもなくなっちゃった。りんりんロード沿いで立ち寄るんだったら、ここ立ち寄ってねというところも閉店してしまう。後継者がいない、閉店。しばらくまだ埋まらないようですけれども。例えばこうした店舗に、地域おこし協力隊員が事業承継、事業を継承するということにチャレンジして、自分の夢と地域活性化が両立できるようできたらいいんじゃないかなと思うんですね。

今から検討を始めて、すぐ検討を始めれば来年度にようやく間に合うのか間に合わないのか、私は分かりませんが、先ほどの3点目の検討状況では、現在策定中の第7次総合計画の施策展開を踏まえ導入分野の検討を進めてまいりますという、これはひょっとして3年先なのかなとかね、こんなふうなイメージを受けるんですよ。ぜひ来年度導入に向けて検討を直ちに開始したらいいんじゃないかと私は思うんですけども、そのことについて再度質問させていただきます。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、地域おこし協力隊でございまして、地域の活性化に意欲のある人材を受け入れまして、その出口として定住してもらおうと。そのことにより、3年間という限られた活動期間の終了後でございまして、まちづくりを担う一員となって地域で活動、活躍してもらおうということが最終的な目的ということでございます。

地域おこし協力隊によります事業承継につきましても、町の資源を未来に引き継ぐという意味では、有効な手段であるというふうなことで考えてございます。

これから、答弁にもあるんですけども、その第7次総合計画、それから3か年実施計画等の策定も控えております。それと併せまして、市制施行を踏まえた組織体制、それから会計年度任用職員も含めた職員定数の考え方、それから専門職の採用、それから人材派遣、アウトソーシング、いろんな手法がございます。その中で、確かに地域おこし協力隊も有効な手段であるというふうなことで考えてございますので、必要に応じてその導入時期、それから導入分野、これを中心に考えていきたいというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 直ちに来年度から導入を始めようと、そういう検討というかスケジュールにはならないというような印象を受けましたけど、これはもう少し検討していただくという事で。

視察の事例になりましたけれども、稲敷市では大工さんというかな、日本の伝統建築の棟梁の跡を継ぐという形で事業承継で入っているような形もあるようですので、ぜひぜひそういう形でやっていただきたいというふうに思います。

それでは、第2問目の質問に入りたいと思います。

クラウドファンディングの導入を図るべきであるということの質問ですけども、クラウドファンディングは、最初は耳慣れなかったんですけども、大分報道でも取り上げられて、たくさん事例が積み重なってきて、一般の町民の皆さんにもどういふものであるかということがだんだん分かってきたのではないかなというふうに思いますけれども、資金を必要とする方々が、銀行や補助金という、これまでとは異なるルートでの資金調達の仕組みとして急速に普及していると思います。

起業時——業を起こすときに、社会的意義はあるけれども経済ベースでは小規模、あるいは市民活動的なものに有効だというふうに言われております。こうした仕組みは、これまで行政や企業の社会的貢献としての補助金や、スタートアップ資金の支援という形で行われていたものと似ているような気がいたします。

クラウドファンディングの利用に対し、全国的に住民に対してクラウドファンディングの仕組みを情報提供する自治体も増えてきたというところでございます。県内では、龍ヶ崎市、かすみがうら市、常総市などでは、単に協定を結ぶにとどまらず、クラウドファンディング利用時に一定の支援を行う自治体もあると聞いております。

阿見町でも、起業、商品開発や社会貢献活動、イベントなど、多彩なシーンで町民に対して

クラウドファンディングの利活用を促して、地域活性化を図る必要があると考えます。

そこで、以下3点お伺いしたいと思います。

1、クラウドファンディングの現状について。

2、自治体のクラウドファンディング協定締結状況と、その内容について。

3、阿見町でも、クラウドファンディングを利活用するための協定を締結し、利用を促す考えはないか、以上3点お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） クラウドファンディングの利活用を促し、一層の市民活動の活性化を図ることについて、の質問にお答えいたします。

1点目の、クラウドファンディングの現状についてであります。

クラウドファンディングとは、事業の趣旨に共感する不特定多数の人々から、インターネット等を通じてその資金を集める仕組みのことで、起業者、事業者、NPO等の幅広い主体において、特定の事業資金を調達する手段の1つとして広く活用されております。

自治体におけるクラウドファンディングは、自治体が抱える課題等の解決に向けた歳入確保の手段として、ふるさと納税制度を活用し、寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人々から寄附を募るガバメントクラウドファンディングが一般的です。

議員から御紹介がありました、自治体とクラウドファンディング事業者とが協定を締結し、起業者等のクラウドファンディングの実施を支援する取組は、起業者等の主体的な地域振興に資する活動を、非行政依存の資金調達手段により実現に結びつける新たな仕組みとして、近年、全国の自治体に広がりを見せております。

2点目の、自治体のクラウドファンディング協定締結状況とその内容についてであります。

県内では、令和2年度に龍ヶ崎市が、令和4年度にかすみがうら市と常総市が、クラウドファンディング事業者と包括連携協定を締結しております。

包括連携協定では、自治体とクラウドファンディング事業者との間で協力関係を構築し、起業者等に対する支援として、講習会等の開催、制度導入から実施後までのサポート等を、相互協力の下で取り組んでいくことが、連携協力事項として定められております。

自治体側の支援策として、龍ヶ崎市とかすみがうら市では、起業者等が負担するポータルサイトの利用手数料等の一部を市が補助することで、起業者等がチャレンジしやすい仕組みを導入しております。

3点目の、阿見町でも協定を締結し利用を促す考えはないか、についてであります。

起業者等が自ら必要とする金額を設定し、クラウドファンディングによって資金調達する仕

組みは、従来の補助金制度の枠にとらわれず、意欲のある起業者等のプロジェクトを実現し、地域振興を促進することのできる有効な取組だと考えております。

今後、先進自治体を参考としながら、連携協定の締結も含め、効果的な制度構築に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきますけれども、ちょっと長々と再質問しますけれども、よろしくお願ひします。

私が知っている範囲、たくさんもっと事例があるんじゃないかなと思いますけど、私が直接知っている範囲では、町内では2事業者と1つの団体がクラウドファンディングを実施して成果を上げておりました。

そうしたことはインターネットで公開されておりますので御紹介しますけども、1つは、吉原にある「魚と酒菜 とき和」です。福田の工業団地のところにある。これ2021年1月7日に募集を開始して、88人の支援により90万5,000円の資金を集め、2021年2月10日に募集を終了しております。

クラウドファンディングに挑戦した背景は、コロナの影響が出始めた時、コロナに直撃されたということです。利用されていた会社も時短営業や外出自粛のあおりを受け、売上が減少したと。お店には広い座敷席があり、貸切りや宴会のお客様も多かったんだけど、今年一その年ですね、軒並みなくなってしまったと。営業を続けていることが難しくなってきたと。また、コロナ収束後に、宴会や足が遠のいてしまったお客様が戻ってくるのかなという不透明感もあったと。それからお客様の笑顔を守り、家族を守り、そんな思いでクラウドファンディングに挑戦することを決めたということでございました。

資金の使い道は、リターンの仕入れ費用、ネット販売のシステム構築費用、チラシの広告費用に使用したと。私も、とき和に行って、どんなものが商品開発されたのかなと思って見てきましたけれども、ネットでも大分売られて、ふるさと納税でも取り扱っているのかな。大分息がついたという話をされておりました。

もう1つは、若栗にある、これは私も再三議会の中でも申し上げていますが、アメリカ人盆栽師アダム・ジョーンズの盆栽園です。ツリーハウスボンサイで、2022年11月15日に募集を開始し、89人の支援により94万9,100円の資金を集め、2023年1月29日に募集を終了したと。

クラウドファンディングに挑戦した背景は、日本の美しい伝統である盆栽を世界中に広めること。盆栽は世界的に非常に人気があります。多くの日本人にとっては驚くべきかもしれませ

んが、本当です。私の教育スキルと文化間のかけ橋としての役割を活かして、盆栽アートが何世紀にもわたって栄え続けることを願っています。もっと多くの人に興味を持ってもらいたいですし、一人でも多くの愛好家を育てるために最善を尽くしたいということで、クラウドファンディングを始めたということです。

資金の使い道は、美しい日本庭園の中で伝統文化を誰もが体験できるユニークな場所をつくるため、主に盆栽園の整備に使用されているということでございます。

私も最近ツリーハウスบอนサイを訪ねましたけども、最初の印象とはもう全く異なっています。庭園も大きく改造されており、それからアメリカ人の社員、樹木医も常駐していると。ツリーハウスบอนサイの広大な敷地にある樹木、これをやっている。弟子もそこにいると。ですから、その方々は皆さん阿見町に居住をされているようですけれども、そういうことでツリーハウスบอนサイが、クラウドファンディングを実施したと。

最後、これは直接阿見町の団体ではないんですけども、団体に関わる方、「住民とともに公衆衛生学会で第九を歌う会」というのがあるらしいですね。これは11月につくば市で第82回公衆衛生学会というのが開催されて、数千名つくばにいらっしゃるようですけども、その付随事業として、市民の皆様とベートーベンの第九を歌うというプロジェクトがあるようで、その音楽監督が、町内在住の音楽家・声楽家・指揮者、佐藤さんです。370万円の目標に対してもう300万円以上集めたと。80%以上集めているということでございました。

ですから、非常に多彩なんですよ。音楽とかコンサートを開催するのにも使える。それから、自分の事業——とき和だったら新しい商品開発、それからツリーハウスบอนサイだということと盆栽園の改造とか、そういうことに使えるということで、非常に多様なものだなというふうに感じます。

これを見ると個人、事業者、団体などを問わず資金の使途も自由で、しかも、とき和なんかは、このクラウドファンディングを利用して、どのぐらい集まるかなと、どのぐらい関心があるかなとか、そういうことで、とき和の煮魚を、あれ真空パックかなんかするのかな、それでもって湯煎すれば3分でとき和の味が食べられると。

これを開発だけして全然売れなくては困るわけで、そうするとクラウドファンディングを立ち上げてみて、どの程度反応があるかなと。相当反応があったので、もちろん開発に踏み切ったんだろうけれども、マーケティングリサーチにも使えるんじゃないかと。こんなことがあって、非常にクラウドファンディングの魅力があると。

現在、阿見町では新商品開発を行う団体への補助制度があって、最近募集していましたね、回覧で回っていましたけれども。ただ、この補助金の使途にマーケティングリサーチの項目はないですね。その商品が売れるかどうかは事業主が判断しろというような形になっているので、

多分、失敗とは言わないけれども、開発した商品の中で売り切れなかったというかな、十分に市場の中で成果を上げなかったものもあつたのではないかなと思います。

商品は、なかなか最終的に消費者に受け入れられるかどうかというのは、なかなか難しい。見極めは難しいと思います。ただ非常に重要だと。そうしたことにも利活用できるので、優れているんじゃないかなと思います。起業、商品開発や社会貢献活動、イベントなど多彩なシーンで町民に対してクラウドファンディングの利活用を促すことで地域の活性化につながる仕組みとして、有効だと思われるんですけども、再度、取組の決意を伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えをさせていただきます。

ただいま海野議員より、町内で実施されましたクラウドファンディングの取組事例を御紹介いただきまして、ありがとうございます。熱意と意欲が伝わる事業者のアイデアに多くの資金が集まっていると。それからクラウドファンディングがマーケティングリサーチという側面を持っているということなど、その有効性につきまして改めて認識をさせていただきました。

クラウドファンディングでございますけれども、事業者が必要とする事業スケールに応じまして目標金額を設定できると。それから、全国に事業をPRしながらその資金を集められるというようなことで、事業化でのファンの獲得にもつながる。従来の町の補助金制度とは異なる様々な利点があるというふうなことで、大変有効な取組だということで認識してございます。

こうしたクラウドファンディングが持つ特徴を活かしまして、熱意ある事業者への支援とそれから地域活性化につなげていけるよう、前向きに検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問、阿見町における地球温暖化防止対策・CO₂削減の進捗について、お伺いしたいと思います。

議会初日に今回の大雨の被害状況の説明がありました。6月2日夕方から3日午前にかけて、お昼頃にかけて、日本の太平洋沿岸の広い地域で台風2号の接近に伴う大雨によって、大きな災害がありました。県内でも多くの市町村で被害があり、同じ県南の取手市双葉地区の住宅団地では大規模な浸水被害が発生したということです。

茨城県の災害対策支援チームも活動しているということでございますけれども、先ほどお聞きしましたら、阿見町からも取手の双葉の現場に行って、災害ごみですか、これの関係で県内の市町村と一緒にあって対応しているということで、常総の水害のときにもこちらから行きま

した。

私も大子の水害のときには、災害ボランティアに行って体調を崩してしまったという苦い経験があって、今回はどうしようかなと思っているんですけども。いずれにしても、そういう大きな水害があって、阿見町では、幸いというかな、床下浸水が2件、崖崩れ3件、道路冠水16件等がありましたけれども、生命に直結するような、そういう災害にはならなかったと。ただ、桂川が氾濫するというようなこともあって、これは全協のときにも要望しましたけども、今後、農業被害、状況への把握を行って、それで町民への支援をしっかりと対応していただくことをこの場でも望みたいと思います。

今回も、この大雨の原因は線状降水帯の発生によるものとされており、大ざっぱな分類では、異常気象や地球温暖化の影響によるものと関連づけられております。2023年5月、今年の5月19日から21日にかけて、広島市でG7——主要7か国首脳会議が行われましたけれども、それに先立つ4月15日・16日の両日、札幌市でG7の札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が開催されております。

世界全体の温室効果ガス排出量について、2035年までに2019年比60%削減することの緊急性が高まっていると言及された共同声明が発表されております。走行中にCO₂を排出しない電気自動車のシェア拡大については、残念ながら数値目標を盛り込めなかったと、いろいろ課題は残りましたが、共同声明が発表されました。

日本の課題としては、1、再エネ・省エネ技術の最大限導入に向けた取組を加速すること。2、実効性のあるカーボンプライシング——企業などの排出するCO₂に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法、ちょっと難しいんですけども、その早期導入を図れと。3番として、国民的な議論がなく拙速に原発を活用する方針などが挙げられております。これは民間の団体が日本の課題として挙げたものでございます。

地球温暖化防止対策・CO₂削減は、国レベルでももちろん取り組むために頑張っていますけれども、地方自治体にとっても具体的な数値目標を掲げて取り組む喫緊の課題であると思います。阿見町のこれまでの取組と今後の取組について伺いたいと思います。

4点ほど伺いたいと思います。

1、平成25年度策定の第3期阿見町地球温暖化対策実行計画では、計画期間、平成26年度から平成30年度で、平成24年度を基準年度として5%の削減を目標として、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいりました。平成31年3月策定の第4期阿見町地球温暖化対策実行計画は、23年が最終年。今年度、24年3月31日が最終になるわけですね。この実行計画策定以降のこれまでの年度別成果について、まず伺いたいと思います。

2番として、実行計画策定以降、省エネルギーや太陽光等自然エネルギー活用については、

街灯のLED化、学校・庁舎屋上への太陽光発電施設の導入等が行われましたけれども、具体的にどの程度削減効果があったのか。これについてお伺いします。

3番目として、電気自動車の導入、高燃費車との入替え、ごみ分別の徹底、ごみ排出量の削減などを徹底する必要があると思いますけれども、第5期実行計画で、中心となる具体的施策は何かということについてお伺いしたいと思います。

最後に4番目ですけども、東京都では、住宅屋上への太陽光発電義務化などが条例化されておりますけれども、阿見町でも竹来の最終処分場などへの太陽光発電の設置、未利用町有地や道の駅計画跡地、保育所跡地などの有効活用も視野に、再生可能エネルギーの活用を強力に進めるべきではないかと思っておりますけれども、以上4点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町における地球温暖化防止対策・CO₂削減の進捗についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町地球温暖化対策実行計画のこれまでの年度別成果についてであります。

阿見町地球温暖化対策実行計画は、町施設の温室効果ガス排出量の削減を目的として、平成14年度から第1期実行計画を施行し、その後、5年ごとの更新を経て令和5年度は第4期実行計画の最終年度となっております。これまでの年度別成果については、長い期間になりますので、各計画期間の温室効果ガスであるCO₂排出量の実績でお答えいたします。

第1期は、平成12年度の年間約6,079トンの排出量に対し、削減目標7%としましたが5.8%の削減であり、平成18年度で年間約5,724トンの排出量でありました。第2期は、平成12年度比で削減目標8%に対し44.0%の削減となり、平成24年度で年間約3,404トンの排出量でありました。第3期は、平成24年度比で削減目標5%に対し13.1%の削減となり、平成30年度で年間約2,957トンの排出量でありました。なお、第4期は、平成29年度比で削減目標5%に対し、3年目となる令和3年度では6.8%の削減であり、年間約2,882トンの排出量となっております。

2点目の、実行計画策定以降の省エネルギーや太陽光等自然エネルギーの活用による削減効果についてであります。

はじめに、防犯灯については、平成27年度から蛍光灯をLEDへと更新しております。令和4年度末における防犯灯の設置数は6,234基でありますので、これを蛍光灯と比較すると年間約177トンの削減効果に値することになります。

次に、学校や庁舎屋上への太陽光発電設備については、平成24年度から導入を進めております。令和4年度末における合計出力は986.1キロワット、年間約769トンの削減効果となっております。

3点目の、第5期実行計画で中心となる具体的施策は何かについてであります。

第5期実行計画の期間は、令和6年度から令和10年度までを予定しております。

1点目でお答えしたとおり、町施設については温室効果ガス排出量の削減がかなり進んでいること、また、この5年間においては本郷小学校の放課後児童クラブ、子育て支援総合センター等の建設事業を控えていることから、町施設全体としての温室効果ガス排出量の削減は難しい状況ではありますが、今後、施設以外の部分においての取組を具体的に進めていく考えであります。

電気自動車については、令和5年度に、町内を走行する青色防犯パトロール車として1台導入を予定しておりますので、地球温暖化対策への啓発としても利用していく考えであります。また、現在、公用車84台のうちハイブリッド車が15台、軽自動車46台となっており、今後もその比率を上げていく予定であります。

ごみの分別については、個人情報等を含まない紙類に関して、燃えるごみから資源ごみに回す取組を一層徹底いたします。

ごみ排出量の削減策としては、阿見町DX推進計画に基づき、DXによる行政事務の効率化の一環として、電子決裁の導入、ペーパーレス会議、ICT機器の活用等により、紙中心の業務フローから電子中心のフローへの転換を図り、紙類の使用量削減を進めてまいります。

4点目の、未利用町有地などの有効活用も視野に再生可能エネルギーの活用を強力に進めるべきではないかについてであります。

町公共施設の有効活用としては、阿見町太陽光発電公共施設屋根貸し事業として、平成26年度から役場車庫、阿見第一小学校、舟島小学校、朝日中学校、竹来中学校の屋上を民間事業者へ太陽光発電設備の設置場所として貸与しております。

町有地の有効活用としては、平成24年度から筑波南第一工業団地調整池の広場を民間事業者へ太陽光発電設備の設置場所として貸与しております。

竹来地区の最終処分場については、竹来中学校の入学式、体育祭等、行事用の臨時駐車場として使用しているため、太陽光発電設備等への利用は行っておりません。

その他の未利用町有地に関しては、再生可能エネルギーの設備用地としての活用方法を、今後、調査研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 御回答ありがとうございました。

それで再質問をさせていただきますけれども、まず3点目、第5期実行計画ですけれども、そもそもこの第5期実行計画というのは、当然策定すると思うんですけれども、どんな手順で、いつ頃から策定の作業に入るのか。まず、お伺いしたいと。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長小笠原浩二君。

○生活環境課長（小笠原浩二君） はい。現行の第4期計画は、令和4年度から令和5年度までとし、基準年度を平成29年度、目標年度を令和4年度としております。各施設からの令和4年度の電気使用量の集計がまとまるのが9月頃となりますので、令和6年度から施行する第5期計画については、10月から目標の達成具合を検証し、策定作業に入る予定であります。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 実行計画ですけれども、どこかで議論した記憶ないなというふうに思っていたら、これ将来の中でつくっていくんだと、こういうことなんだろうと、これまでもね。ネットとかホームページあたりで僕らダウンロードしてみたり、数値見たりしているんだけれども。

阿見町って600人以上いるわけですよ、700人に近いのか、職員の数として。だから、相当、町内では大規模な事業所になると思うんですよ。それは環境に大きな負荷を与えるような事業ではないけれども、600人の職員が毎日仕事をして、電気も使って、紙も使ってというかな、コピーもしてとか。そういう中で、どうもやっぱり内部だけでそういったものをつくっているというのはいかがなものかというふうに私は思うわけですね。

それで、今年間に合うかどうか……。でも10月だからちょっと余裕あるんだけど、町内にはたくさん事業所があって、上場企業もあるし、それから上場企業に匹敵するような多くの優良企業もあるし、それから大学もあるし、町民の中にも相当環境問題に見識のある、職場で例えばやっていて退職された方とか、そういう方々もたくさんいると思うんですけども、そういう方々を活用して、町自らの計画、あるいはその計画目標についてチェックをしてもらうというようなことは考えられないんですか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長小笠原浩二君。

○生活環境課長（小笠原浩二君） 策定の方法ということなんですが、第4期の目標の達成具合や、計画期間内で建設が控えている施設の規模や、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入の有無、省エネルギー設備の導入の程度などを換算して、町施設全体の削減目標を決めていきたいと考えております。

それで、こちらのほうについては、今後進めていく上では、当然、環境基本計画推進委員の人たちと共にやっていきたいと考えております。この中には、企業なり大学というのがありますので、そちらのほうの意見も聞きながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは最後の質問に入りたいと思いますけれども、4点目で、未利

用町有地などの有効活用，特にそこに再生可能エネルギーの活用を強力に進めるべきではないかということをお提言というかな，しました。

回答の中でも明らかなように，太陽光発電などを導入した年は，ぐっと減るわけですよ。ですから，それ，紙ごみ・電球をいくら追いかけてもなかなか難しいわけですよ。私も環境マネジメントの審査員の経験ありますけども，大体限界があるわけですよ。そうすると，違う視点，違う観点から考えてみようかと，こういうふうになるわけですよ。

そうすると，特に効果が大きいのは，自然再生エネルギーを導入して温暖化の削減につながるということが効果があると私は思ったわけですね。

今，副町長を中心に，未活用町有地の有効活用については検討しているということは以前に，以前でもないな，何月だっけ，3月かの議会で話がありましたけれども，どういう結論に達するか分からないけども，いずれにしても，例えばここで言っていますよ，竹来の最終処分場は竹来中学校の運動会に云々なんて，こんなのシェアすればいいわけですよ。上にやって下に駐車場つくる。駐車場だって年間に何遍も使わないですよ。だから，そういうことを積極的に取り入れたらば，ぐんと阿見町の削減量が増えるんじゃないかと思うんですよ。

これ，最初から述べておりますけども，地球温暖化とか気候変動とか，そういった大きく関連づけられている事柄なので，阿見町ももっと大胆に，もっと積極的に野心的な目標を掲げてやるべきではないかというふうに思ったんですけども，この問題について答弁をいただいて，質問を終わりにしたいと思います。

町長じゃなくても大丈夫ですから，誰が回答するんですか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。副町長坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） お答えいたします。

先ほど海野議員も言われましたとおり，町の未利用地，跡地利用の検討委員会の組織のほうの委員長をやっていますので，私のほうからお答えいたします。

この跡地利用の検討委員会，もう既に立ち上がっているんですけども，検討するに当たっての基本方針というのを立てておまして，まず町の総合計画等のいろんな計画の中で，計画を推進するために，この土地を利用すべきだということで検討を始め，それがなければ，その後，民間利用とかというのもあるんですけども，検討をしていこうということでやっております。

当面の対象の跡地としましては，国体の跡地，旧吉原小・旧実穀小学校跡地，それと道の駅の建設跡地ということで今検討しております。ですので，町の中で総合計画をはじめ，地球温暖化対策の実行計画第5期計画も始まりますけども，その中できちんとかいって地球温暖化防止・CO₂削減の方針を計画の中で位置づけができましたらば，この委員会の中で跡地利用として検討していくと，方針を示していくということにしたいというふうに今考えております。

以上です。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

○議長（平岡博君） 御苦労さまでした。

これで、11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時10分とします。

午後 0時06分休憩

午後 1時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆様、こんにちは。

それでは、本日最後の一般質問を行わせていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

今回は、町における借地の実態と今後の方向性について伺います。

前回の第1回定例会の予算決算特別委員会において、町における借地料について何点か質問をいたしました。そのときの質問と答弁のやり取りをここで少し振り返っておきます。

1点目、福祉センターの借地料について伺い、昭和59年から約40年間経過していると。当初の借地契約書は既になく、現在までの借地料の合計金額は約1億6,125万5,325円、このような概算の金額が出ました。この土地は19筆あり、現在の土地評価額は7,837万9,690円、このような答弁でありました。

次に、ふれあいの森の借地料の合計金額は、平成12年から1億7,434万2,226円。この山林の土地評価額は約11万5,000平米で、404万3,375円になります。

次に、本郷ふれあいセンターについて少し調べてまいりました。これ3年間、令和3年4月から6年の3月まで借りております。3年ごとに見直しを行っているようであります。宅地が2,225平米、駐車場が1,386平米、そして、この借地料が424万3,000円、このようになっております。

今後ここはどのようになっていくかといいますと、令和3年7月1日現在、固定資産税評価額、これは国土交通省が公表する地価公示価格との均衡性を保つもので、令和3年7月1日の地価公示価格は、本郷一丁目15の25、ここは平米当たり5万400円、そして翌年、令和4年1月1日の土地公示価格は平米当たり5万600円、このようになっております。この土地は非常

に利用価値の高いところでありまして、令和6年度以降も借地料は、まず下がることはなく上っていくと思われまます。

こういうことを踏まえまして、まだまだ述べればいっぱいあるんですけども、取りあえずこの3点挙げさせていただきまました。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目、町で借りている全ての借地の数と面積、年間の賃借料と、今までに払った合計金額は幾らになりますか。

2点目、土地を借りた当初における借地に関する計画はどのようになっていたのか。

3点目、今後の借地に関する計画はどのようにしていくのか。

以上3点お伺いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、町における借地の実態と今後の方向性についての質問にお答えします。

1点目の、町で借りている全ての借地の数と面積、年間の賃借料と今までに支払った合計賃料は幾らかについてであります。

令和4年度末現在で、町所管の借地している土地は、17件の施設で125筆、25万2,655平方メートル、令和4年度の年間借地料は2,322万172円となっております。今までに支払った合計賃料については、確認が取れた平成9年度以降で6億8,155万5,944円になります。

教育委員会所管の借地については、教育長より答弁いたします。

2点目の、土地を借りた当初における借地に関する計画はどうなっているのかについてであります。

町において、公共施設等の設置、整備を実施する際に必要となる土地については、まずは用地取得することが原則となります。しかしながら、必要となる土地の所有者と交渉する過程で、取得に至らず、借地として対応を図ってきたという経緯があります。

3点目の、今後の借地に関する計画はどのようにするのかについてであります。

今後につきましては、町民ニーズを踏まえた行政サービスの提供や公共施設の運営に支障を来さないよう、現状の借地契約を継続しつつ、土地所有者から売却の意思表示があった場合には、財政状況の見通しを踏まえた上で、土地の購入も含め検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 1点目の、町で借りている全ての借地の数と面積、年間の賃借料と今までに支払った合計賃料は幾らかについてであります。

令和4年度末現在で教育委員会所管では、昭和55年に開館した中央公民館及び平成14年に開館した本郷ふれあいセンターにおいて、施設の敷地及び駐車場として計5筆、1万4,041平方メートルを借地しており、年間賃借料は592万9,242円となります。今までに支払った合計賃料については、平成9年度以降で1億5,977万6,131円になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

今、平成9年以降のお話をされました。平成9年以前はなぜ確認ができないのかお伺いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをさせていただきます。

まず、町所管、それから教育委員会所管で借地をしてあります土地でございますけれども、電子データとして集約されているものにつきまして、平成9年度以降ということで、そのほかは紙ベースで保管をしていますので、過去まで遡り全体的に把握することが難しい状況でございました。そのため、確認が取れております平成9年度以降のデータにより答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。

次に、平成9年以前の分を、概算になると思いますが、試算をすると約幾らになりますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい。現在手元にある資料を基に、これまでの施設ごとの当初契約開始時期からの借地料を試算しますと、概算額となりますが、合計で4億8,000万円程度になるとおもわれます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今の金額もお聞きしましたので、そうしますと全ての土地を現時点での評価額に換算して、それと、これまでに払った借地料との総額の差額は約幾らぐらいになりますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

あくまでも、これも概算額となってしまいますけれども、古いものでは45年以上前にもなるものもございますので、これまでに支払った借地料は全体で13億2,000万円ほどになります。現時点での評価額でございますけれども、全体で約4億5,000万円となりますので、単純に差引きをしますと、その差額は約8億7,000万円となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 大変大きな差額になっているとは思いますが。

次に、今まで借地していた土地を、その後購入した面積と金額、そしてまた購入した施設、場所も含めて教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

これまでに借地をしていた土地の中で、途中で購入したものでございますけれども、平成30年度に3件ほどございました。

1つが、うずら出張所の駐車場用地。こちら面積が908平方メートルを、額ですけれども2,624万3,223円で購入をしております。

2つ目が、その隣接地となりますけれども二区保育所、それから二区児童館の駐車場用地としまして829平方メートルを、2,453万8,400円で購入をしております。

3つ目ですけれども、これも隣接地でございます。うずらの公園用地1,762.56平方メートルを、5,036万6,885円で購入をしております。

合計で3,499.56平方メートル、額としましては1億114万8,508円で購入をした経緯がございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 前回の予算審議の中でもお聞きした農業振興課のふれあいの森、管理しているところも入れますと、土地代が1,778万6,941円で買って、約2,000平米ですね。このような形で聞いております。

そういう中で、借地をしていたところで購入したのは、面積的に約2%の購入となっているという、こういう実態が見えてまいりました。1つ、農業振興課のふれあいの森の約11.5ヘクタールあるところの2,000平米において、どこを買って、その後そこを何かあったときどう使うのかといったところも非常に疑問を感じたところでもあります。

果たして、その部分を買う必要は……。買ってくれと言ったから買ったという話を前回聞きましたが、果たして、そこを購入する必要が今後の活用の中であったかどうかといったところ

も含めて、前回の予算審議のときに引っかかりました。

そういうこともありまして、なぜ今まで管財課を中心に一括で連携を取って、こういう計画はつくらなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

まず、事業を実施する上で必要となる用地の取得、それから借地につきましては、これまで各担当課における事業計画により、地権者との交渉の中で土地の取得なのか借地なのかという、その対応について判断をしてきたという経緯がございます。

現在、借地している土地データ等の集約は管財課のほうで行っているところですが、取得か借地かの判断については、その事業内容、それから事業の継続性等によって変わってくることもございますので、それに含めて相手方、地権者の意向等もございますので、管財課において全体計画は策定していなかったということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そういう中で、いろんな他自治体を見てみますと、町有財産の有効的な活用をするのにどういう基準でやっていくかという計画を早めに立てて、それを定期的に見直しをかけながらやっている自治体も実際に見受けられます。

そういうことも考えまして、3点目の再質問になりますが、今後この借地、町有財産、このことに関して具体的にどのような形で、誰がこれ進めるとしたら推進をしていくと考えられるか、お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

現時点で具体的にいつからという時期等については決めておりませんが、借地している地権者の意向もございますので、借地の契約更新時期などに、これは所管は各担当課になりますけれども、そういった時期に、地権者の意向も確認しながら、また町の財政状況等も含めて、借地の考え方を整理検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 借地を全部購入すればいいということにもなりませんし、実際に購入するとなっても、場所によって非常に金額が高いところもございます。

1点、ちょっと本郷ふれあいセンターに関して調べた部分があるので、ちょっとお話ししたいと思います。

本郷ふれあいセンターの建物が建っているところ、あそこは半分半分に分かれて、ごく一部

の端のほうの部分だけが町有地になっていて、あとはほとんどが借地になっています。建物も軒先をかすめて分断されているような形で借りていますね。公園側の駐車場に関しましては、全部これは町有地になっています。

そういうこともある中で、1つは土地売買の、これ買おうと思うと売買の目安となる国交省の地価公示価格は、近隣のものを見ますと大体平米5万600円。実勢価格で借地を買い取るとなると約2億円かかるというようなことがはじき出されます。

実際に、ここも建ってからもう20年経過しておりますが、現所有者の借地に関する意向把握が、まずできていないんじゃないかと思いますが、この点はどうですか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現時点で本郷ふれあいセンターの部分に関しては、地権者からのそういった要望はございません。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そういう中で、土地の所有者のデメリットはどんなものがあるかといいますと、現行の賃貸契約では、所有者側が借地更新をしないと、町は原状の回復義務を負ってくるという部分がありますよね。建物があるので現状の回復は簡単にはできない。よって、土地の所有者の利活用、あそこはまた別に使おうと思っても、ちょっとそれは非常に難しい状況である。

継続による税対策といったところで相続税が発生しますと、現金納付となって負担が非常に大きいと。借地のままでは、物納はできない。売却になりますと、町がこれ買おうと思うと国税局側の見解はこのようになっております。

当施設用地は、社会教育施設の事業認定を受けた土地収用による適格事業と判断をされています。その際、土地所有者は、土地の売却よりも借地を選択したことから、租税特別措置法の5,000万円の特別控除は受けられません。今後、町が買収する場合には土地所有者から、公有地拡大推進法に基づく申出申請となり、特別控除は1,500万を上限としていく。ですから、5,000万ではなくて、1,500万になると。

この税金が出ないようにするには、等価による資産交換を活用する方法しかなくなってくる。そういうことも踏まえまして、将来この土地の所有者とも、こういうことを踏まえてきちんとこれは議論を早めに進めていく必要があるんじゃないかと。

町のほうの今度はデメリット。ちょっと気がついたところ、1点目、借地料は今まで約1億円払っています。借地場所は、相続税評価額も非常に高いと。借地期間中に、土地所有者の諸事情により相続税が生じれば、急遽、現金納付が必要になりかねない。そのときは買収により

予算措置をするしかなくなってくる。こうなりますね。そうすると、土地契約書がどうなっているのか、これは弁護士ともいろいろ相談しながら法律に照らし合わせて、これはきちんと、どのような形がいいか、契約の相談をこれからしていかななくてははいけない。これも急に降って湧いたように出てくると、こういうことも丁寧にできないんで、こういうこともきちんと計画的に今からやっていく必要が間違いなくこれは出てくるかと思えます。それは、そんなに遠い世界ではなくて、近い将来そういう必要性があるかと思えます。

施設を存続させるにはどうするかとなりますと、借地の全面買収をしていく。予算措置をしなきゃいけない。基金を活用し一括で買収をかけて買い取っていくと。もう1つは、町有地との等価交換。URから譲渡された荒川本郷地区の一部で土地評価の違いから大きな面積の取得と交換という形になるかと思うんですが、そういうことも1つは考えていかななくてははいけないと。町有地の交換により、差金を残さなければ租税上税金はかからない仕組みになっていく。これによって1つはURからの譲渡の土地の処分も進んでいくし、町における土地の取得も可能にはなる話になろうと思えます。

先ほど借地をしている土地の面積、合計で、教育委員会とも合わせますと26万6,000平米ぐらいですね、大体概算で。昨年の3月の決算書の町で所有している土地の総面積、URからもらったものを含めると約27万平米あるということですので、先ほど海野議員が副町長に聞いておりました町有地の利活用の問題もありましたが、そういうものも幅広く含めて、この問題も1つは俎上に上げて、きちんと計画を立てていく必要が出てくるのではないかと、このように思えます。

もうURから無償譲渡を受けた土地は目的を持たない普通財産と判断できるので、財産の交換譲与、無償貸与等に関する町条例に基づいて交換がこれは可能だと思われます。また、もう1つは公園脇の駐車場、あそこの土地の交換ということも1つ考えられるかなと思えます。そして、その公園と交換した土地の駐車場に対して、今度は賃借料を払っていく。要するに、ふれあいセンター自身が建っているところは早めに、これは将来的にも、そのまま活用していくんでしょうから、土地を取得する方向でいったほうが、多分土地の所有者も処分するときに困らないで、町のほうも困らないでいくのではないかと。

こういうこともるる考慮しますと、ちょうど今、基本構想もつくり終わって総合計画を立てていく中で、やはりこの第7次総合の中で、町有地の利用も含め、あらゆる公民館・公共施設の建物、土地の利用も含めて、やはり町有財産をいかに有効に使っていくかというような、そういう審議を行って、きちんとした計画をこのタイミングでつくっていくべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

確かに今議員が御指摘いただいたようなこともあると思いますし、今お話ししていただいたことを参考に今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

町として借地等の取得基金も保有しておりますが、ただ、その残高からいいますと、全ての今の借地を購入するということは不可能でございますので、その辺と等価交換の話も出ましたけれども、そういったことも含めて、町全体として借地の考え方を整理検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 答弁ありがとうございます。

ぜひ、その基金の積立ても、やはり町のURの跡地なんか売ったものの一部を基金として積み上げておくとか、いろんなことが今後考えられるかと思っておりますので、そういうこともしっかりと踏まえて検討を速やかに進めていただきたいと、こういうことを要望しまして1点目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ということで質問させていただきます。

資料は、皆様のほうにもお配りしてありますので、文科省から来た通達であるとか、その辺を見ていただくと、今回の質問の趣旨、そしてまた国の1つの方向性というものがお分かりいただけるかなと思います。

もう1つは四国選出の公明党の山崎正恭衆議院議員が、公明党の教育問題に関して非常に文科省へ様々な提言をしていただいて、今回のこのCOCOROプランの中にも、その提言が数多く入っております。私も昨年、そして今年の初めに1回ずつ議員会館のほうへ行って、いろいろと要望してまいりました。昨年の夏には教育長にもちょっと会っていただき、様々なスポーツを通じた、地域でいかに進めるかというようなお話も、御意見を伺ったりしたことがございます。

その中で、文科省からこのように出ております。先ほども紙井議員のほうから様々な不登校に対する、保護者に対する支援を中心に話がありましたが、ちょっと私も若干重複するところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

不登校児童が増加する中、文科省では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOROプラン）を取りまとめました。この文科省から来たのには、関係各位におかれましては本プランも踏まえ不登校対策の速やかな推進をお願いしたいと。これは、文科

省第2817号、令和5年3月31日に出されております。

その中で、不登校児童が非常に多いというような話は紙井議員のほうから細かく、数字データも上げていただきましたので、その後の部分をちょっとお話したいと思います。

文科省としては、本プランも踏まえて、今後順次、不登校対策の一層の充実に取り組むこととしていますが、貴職におかれましても、関係部署、地域社会、各家庭、NPOやフリースクール関係者等とも連携しながら、本プランも踏まえ、取組の一層の充実に努められるようお願いいたします。

また、本プランに係る取組のうち、とりわけ下記の取組については速やかに推進していくことが重要と考えておりますので、速やかな推進に努めていただきますようよろしくお願いいたします。ということで、大きな1点目として、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備。児童生徒が不登校になった場合でも、小中高校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受皿を整備するとともに、教育センターが地域の拠点となって児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であると。

その中で1つは、不登校特例校の設置、これは政令市を中心に大きいところでやっていくかと思えます。次に、先ほどもありました校内教育支援センター——スペシャルサポートルーム等の設置。教育支援センターの支援機能強化。そして、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施。柔軟な学級替えや転校等の対応。そして、高等学校等の生徒を含めた支援。改めて中学校で学び直すことを希望する者への支援。

大きな2つ目として、不登校児童生徒の保護者への支援。

3点目として、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化。この辺に関しては、先ほど紙井議員のほうからじっくりと質問がありました。

そして、学校の風土の見える化とあります。

そこで、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策プランについて、これに基づき質問をしたいと思えます。

1点目としまして、過去10年間の不登校の児童生徒の推移はどうなっているか。

2点目、不登校児童生徒に言ってはいけないNGワードは何か。また、どのような内容のことを言ってはいけないか。

3点目、不登校児童生徒とその家族の課題は何か。

4点目、町においてフリースクールに通っている児童生徒数の実態と課題はどのように捉えているか。

5点目、校内教育支援センターの設置が望まれていると言われているが、町ではどのように

考えているか。

6点目、教育支援センターの支援機能等の強化を記されているが、今後どのように強化推進をしていくのか。

7点目、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施が求められているが、町ではどのように進めていくのか。

最後に8点目、COCOROプランの概要1に、不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を育てるとあるが、これを町で実施するときに課題となっていくものは何なのか。

以上8点について、お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） それでは、川畑議員の、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についての質問にお答えします。

1点目の、過去10年間の不登校の児童生徒数の推移はどうなっているのかについてであります。

過去10年間の不登校児童生徒数は年々増加を続けており、昨年度100日以上欠席した児童生徒数は80名となっております。不登校児童生徒数は全国的にも過去最多になっており、当町でも大きな課題であると認識しております。

2点目の、不登校児童生徒に言ってはいけないNGワードは何かについてであります。

不登校児童生徒の置かれている状況は様々で、同じ言葉かけでもそれぞれの児童生徒にとってNGワードになる場合とそうならない場合があります。それぞれの児童生徒の不登校の状況によって、精神的に負担を感じるような言葉かけは慎むべきであると考えております。

3点目の、不登校児童生徒とその家族の課題は何かについてであります。

不登校児童生徒については、安心して学習、生活ができる居場所の確保、学びの保障が重要であると考えます。また、保護者については、一人で悩みを抱え込むことがないように、相談体制の充実を図ることが重要であると考えております。

4点目の、町においてフリースクールに通っている児童生徒数の実態と課題はどのように捉えているかについてであります。

昨年度、約30名の児童生徒が町教育相談センター「やすらぎの園」に通所しており、数名の児童生徒がNPOや民間のフリースクール等を利用していると認識しております。学校と関係機関との情報の共有や連携をどのように進めていくかが課題であると考えております。

5点目の、校内教育支援センターの設置が望まれると言われているが、町ではどのように考えているかについてであります。

紙井議員にお答えしましたとおり、令和2年度から各中学校に校内フリースクールを設置し、町独自で不登校対策指導員を配置し、生徒の支援に当たっております。

6点目の、教育支援センターの支援機能等の強化が記されているが、今後どのように強化推進をしていくのかについてであります。

今後は、小学校への設置を検討するとともに、保護者への相談体制の充実やICT機器を活用した学習支援等を進めてまいりたいと考えております。

7点目の、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施が求められているが、町ではどのように進めていくのかについてであります。

評価については、文部科学省からの指導の下、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、指導要録上出席の扱いにするとともに、可能な限り学習評価を行い、児童生徒が次の学びに向かうことができるようにしてまいりたいと考えております。

8点目の、COCOROプランの概要1に、不登校児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を育てるとあるが、これを町で実施するとき課題となるものは何かについてであります。

課題については、不登校支援に当たる人材の確保やサポートルーム等の整備、そのための予算措置が必要であると考えます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図るとともに、学校における働き方改革を進め、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

先日、学校のほうへ行って、フリースクールなんかも見させていただき、また指導室長ともいろんな話をし、話を聞かせていただきました。10年前の不登校生徒数は何人ぐらいいたかとお聞きしたところ20名から30名ぐらいだろうと。去年は80名、これはコロナ禍のことでもあって、これはどう捉えるか。でも、10年前とは状況が大きくこれは異なってきております。また、全国的にも大幅な人数の伸びを示しています。町内の各学校の特別支援学級に通う子供たちも、この5年間で約50%増えております。

これらを踏まえて、不登校児童生徒の潜在的な人数、これはどれぐらいになると考えておられるか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

紙井議員の御質問にもありましたが、やはり10年前と比較すると全国的に、小学校で約3倍、

中学校でも倍増しており、ここ数年来のコロナの影響も非常に大きいものと考えております。

潜在的な不登校児童生徒数につきましては、かつては中学校1クラスに1名というふうに言われていたんですが、現在は2名、3名と複数名というふうに考えております。各学校においては、現在どの児童生徒にも不登校になり得る、なる可能性があるということで、支援に当たるように指導のほうをしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それとNGワード、多分これは児童生徒によっても対応の仕方は気をつけなきゃいけないというのがあるかと思うんですが、私の友人がちょっとこういうことを言うとまずいよというので、送ってくれた資料があります。

まず一番は、あるべき論が非常に、これはNGワードに入ってくる。学校に行くのが当たり前。そしてまた、行かないと勉強が遅れるよ。そして、みんな行っているんだから。そして、将来大変だよ。頑張れ。そしてまた、何が不満なの。こういうことを聞くのが非常にまずい。やはり、その一人ひとりの子供の目線に寄り添っていくところから、時間をかけて、やはり心を開いて話をするまで、時間をかけて丁寧にやるしかないというようなこともちょっと言っておりました。

こういうことも含めて、不登校になった児童生徒を持った保護者の皆さんにも、ぜひ注意喚起といいますか、その対応の仕方といったものを周知を、こういうこと言ったらいけない、べき論もそうですし、そういうことも含めて保護者の方々にもお知らせをしていただきたい、周知をしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、それぞれの児童生徒の状況によって、かける言葉は変わってくると思います。やはり一番重要なのは、学校と家庭がしっかりと情報を共有して、どのような言葉かけをしていけばよいのか、しっかりと連携を図ることが重要であると考えております。

また、保護者の啓発につきましては、家庭教育学級、これは生涯学習課が行っている新入生の児童生徒の保護者を対象にしたものです。また、PTAの懇談会や、学校日より、今スクールカウンセラー便りといひまして、スクールカウンセラーも学校からお便り等を発出しておりますので、そういったところを活用しながら啓発のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、きめ細やかにお願いしたいと思います。

次に、NPOフリースクールに町内から通っている児童生徒は、昨年が3人、今年が4人、これでまず間違いはないかお聞きします。

それと、学校と関係機関との情報の共有や連携が課題であると言われましたが、これらの施設が町外にあるということが大きな原因なのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

児童生徒数の数につきましては、学校へ調査した結果がこの数となっております。フリースクールなどの外部の施設で指導を受けた場合は、出席の要件としまして、国から示されているもので、相談や指導の状況等を定期的に連絡し情報共有を図るなど、学校と十分な連携協力関係を構築していることというのが示されております。

担任等が定期的に、欠席している児童生徒には1週間に1度家庭訪問をしたり、あとは「やすらぎの園」に通っている子にも、学校から学習のプリントを届けたり、1週間に1回は顔を出してくださいというふうにはしているところなのですが、現実のところ家庭訪問も勤務時間外ですし、小学校の担任が授業をやりながら相談センターのほうに顔を出すということもかなり難しい状況になっておりますので、そういったことも大きな要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） なかなか家庭訪問をしたり直接会うということは労力が要ると思います。そういう中でタブレットを活用したりして、本人と、また御家族の方と状況確認をして、そういうことできちんと連携、また情報を共有していくということは今後考えられますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、タブレット端末、これは非常に有効な不登校児童生徒への支援についてはツールになると考えております。コロナ禍においても、オンライン学習等進めてまいりましたので、これを不登校児童生徒の支援に今後もどんどん活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、あるものをしっかり有効活用していただければ、きめ細やかなフォローができるかなと思います。よろしくお祈りいたします。

さて次に、様々な学びの場を提供していくことが、これは重要になってくると思いますけど

も、町内において学習支援や子供たちの居場所を、民間の協力を得ていくことも非常に必要になってくるかと思います。この点に関してはどのように考えておられますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、民間のフリースクール等も都市部を中心に増えておりまして、児童生徒の多様な学びの場が確保されることは非常に不登校児童生徒の教育の機会の確保、また社会的自立の促進を図る上でも非常に有用であると考えますので、民間の協力を得られるのであれば活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、通っていらっしゃる人おられますけども、実際につくばまで行っているということを考えると、非常に往復の交通手段も大変ですし、労力も非常にかかる。そういうことも、できれば身近なところで、こういう民間との協力が得られることがあれば、私も非常にいいと思います。ぜひ、そういうことが可能であるときは連携をして、様々な協力をしていただければと思います。

さて、民間との連携協力を進めていく中で、町としてどのような支援が考えられるか、お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現時点で阿見町としては支援は行ってございません。ただ、茨城県で行っておりますフリースクール連携推進事業というのがございまして、そちらのほうで年間100万円を上限として運営費等々を支援する補助がございますので、そちらのほうを現時点では紹介し、周知をしてみたいというようなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 県のほうでやっております。去年は10の施設が、今年が13。3つ増やして予算を組んでいるようであります。そういうことも含めまして、ぜひ周知を幅広くしていただければと思います。

さて次に、不登校児童生徒を持つ保護者の方々には実際に不登校のお子さんがあることによって、仕事をしたくても仕事をする事ができない、そういう状況に置かれていることも非常に多い。特に現在は核家族が中心であるために、同居の家族のサポートを受けられる家族は非常に少なくなっております。

これらのことが複雑に重なりまして、経済的にも厳しい状況に置かれている家庭も多い。また、フリースクールに通うにも毎月4万以上からかかり、他市町村では往復の移動にも当然保護者の負担が増えてまいります。

このような家庭への経済的な支援は、今後必要になると考えますけども、町として現時点でできる支援があるかどうか、また将来的にはどんな支援ができると考えられるか、この点をお願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、フリースクールの連携事業というのがございます。そちらで、現時点で住民非課税世帯、それから要保護・準要保護に対しましては、1か月1万5,000円あたり補助が出るようになってございますので、当面はそちらを紹介すると、周知をしていくというようなことになるかと思えます。

ただ、今後通所の人数がどんどん増えていくということになると、町としてもある程度のことは考えていくと、検討してまいらなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） できればフリースクールに通う子供がいなくて、そういう施設が必要としないのが一番いいんですけど、多分、間違いなく必要とする人たちが増えてくるかと思えます。そのときはしっかりとその下支え支援をお願いしたいと思えます。

次に、ICTを活用した学習支援において、コロナ禍で大きく進んだ点もあるかと思えます。現在取り組んでいること、そして今後取り組むべき内容と、そしてまた課題はどういうことがあるか、教えていただきたいと思えます。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

現在取り組んでおりますICT機器を活用した学習支援につきましては、AIドリルを活用した個別学習、これはもう各教科、それぞれの学年、自分で選択して学習できますので、例えば6年生の子供が学習がちょっと遅れているので3年生の算数から振り返って学習できる、そういったものを取り入れております。また、いばらきオンラインスタディというものが、コロナ禍で休校期間中につくられまして、これは県内の教職員が、それぞれの單元ごとに動画を配信して、個別に授業を動画で配信しているものです。

そういったものを活用したり、あとは、教室での授業の動画配信等も行っておるんですが、これは双方向型で対面授業ということなので、効果的な活用についてはこれから課題になるか

など。なかなか教室で授業を行いながら、それを動画で別な子供に配信するというのは、かなりのスキルが要求されますので、その辺りはこれからの課題かなというふうに考えております。また、個別な適切な評価、これをオンラインでどのようにやっていくかというのは、これからの課題であると認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。様々な課題が出てまいりました。

次に、授業の出席並びに学習評価、これは大きく変わりつつあると思いますけども、現状と今後の見通し、これに関してどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、授業の出欠並びに評価につきましては、文部科学省から出されております通知を基に、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという意味でも非常に重要であると考えております。もちろん「やすらぎの園」等へ通級している児童生徒は出席扱いになっております。また、民間施設に通っている児童生徒についても、校長の判断で一定の要件を満たせば出席扱いとしております。

学習評価につきましても、進路選択を支援するという意味で、可能な限り学習活動の評価を行っております。中学校では中間テストや期末テストなどを、同じ日、同じ時間に「やすらぎの園」で受けられるよう、前日に教員がテスト問題を持って行って、同じ時間に実際受けて支援すると、適切に評価をするということを行っております。また、例えば図工や美術の作品を、「やすらぎの園」で作ったものを評価してというようなことも行っておりますので、可能な限り子供たちに還元して学習の意欲につなげられるようにしてまいりたいと考えております。

ただ、全ての教科観点について評価することは難しい部分もございますので、例えば自宅において学習しているようなことを文章で記載して子供たちの努力を認めると、そういったことも行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。多様な学びが、そのような教育委員会のほうの支援の下、これから阿見町も進んでいくのかなということで少し安心もしております。

ただ、ここで最後ちょっと時間があるので、不登校の児童生徒を持った保護者の方からの声を紹介したいと思います。これクレームではなくて感謝の声ですね。

教育相談センター「やすらぎの園」、ここでは以前通所していたときに中学生が何人か通所

していた。小1の娘の面倒をよく見てくれ頼もしかった。子供一人ひとりに担当の先生がついてくれたので安心できた。そしてまた、何でも相談してくださいと声をかけてくれ、親子で信頼でき、相談できました。このようなサポートをしてほしいです、続けてほしいです。また、畑、図書館、中央公民館で料理実習、体育館、焼き窯等使える施設があり、環境はいいと思います。町のバスで大洗遠足へ行ったりと、学校の遠足への参加ができない娘にとってはうれしい思い出です。また、フリースクールよりカリキュラムが緩く決められているし、料金も無料なので、子供が通えるなら選択の1つになれると思います。

非常に高い評価を受けておられました。

そしてまた、子ども家庭課ですね。

教育センターへの通所が難しくなり、ほとんど自宅へいる間、子ども家庭課の人が自宅へ来てくれた。こちらから連絡したのではないので、学校、「やすらぎの園」が連携し、つないでくれたのだと思います。娘の話丁寧聞いてくれ、安心したのを覚えています。また、学校、「やすらぎの園」へと行けなくなり自宅で過ごしているとき、不定期でしたが自宅まで訪問してくれたことはとてもありがたかったです。

そしてまた、不登校の家庭の支援、つくば市ではもう2万円の補助が始まりました。ただ条件付なので、全ての人が対象になるかといったらそうではない。ただ、補助していただくことで選択肢が広がる家庭も少なくないと思います。

また、土浦のデイサービスの心理士の方が訪問で話を聞いてくださったり、いろいろ助かったことがある。勉強面、カウンセラーさんや心理士さんが訪問してくれる支援もあったら、さらに気持ちが軽くなると思います。

ということで、様々な連携をしていく中で、阿見町の子供たちが、皆、学ぶことに喜びを見いだして、また、若い人たちも安心して町に住めるような、そういう教育環境、これからもつくっていただくことを要望し、また期待をしまして、最後の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時09分散会

第 3 号

{ 6 月 8 日 }

令和5年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月8日（第3日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

8番	飯野	良治君
----	----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君
副町	長	坪田	匡弘君
教育	長	立原	秀一君
町長公室	長	佐藤	哲朗君
総務部	長	青山	広美君
町民生活部	長	白石	幸也君
保健福祉部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
健康づくり課長	山崎	由紀子	君
道路課長	浅野	修治	君
都市整備課長	糸賀	隆之	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋	大輔	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和5年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和5年6月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和5年第2回定例会

一般質問2日目（令和5年6月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 子ども食堂への支援拡充について 2. 妊産婦の通院支援について 3. 加齢性難聴対策として補聴器購入補助について	町 長 町 長 町 長
2. 久保谷 充	1. つくば霞ヶ浦りんりんロードを含む霞ヶ浦周辺の利活用について	町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な議会運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、子ども食堂への支援拡充についてであります。

子ども食堂は、みんなの食堂や地域食堂という名称のところもあり、子供が1人でも行ける、無料もしくは低額の食堂であります。令和2年9月に一般質問させていただき、子ども食堂として補助事業化となり、今年度は要綱に改善がありました。

全国子ども食堂支援センター・むすびえ及び地域ネットワークの調査によりますと、2023年

2月現在、全国7,363か所に広がっております。1年間で1,349か所増加。コロナ禍においても子ども食堂は形を変えながら活動を継続しております。平時・非常時間問わず、また活動形態を変えてまでつながり続けようとするマインドが、人々の生きづらさを緩和し、無縁社会を克服する潜在力を持つ創造的な実践となっていると思います。それを人々は分かっているからこそ、子ども食堂というのは、コロナ禍においても広がり続けていると思います。私も令和2年6月から、当町最初の子ども食堂開設当時からスタッフとして参加させていただいておりますけれども、子供の利用が昨今定着してきたように感じております。

こども食堂支援センターの理事長であります湯浅誠氏は、皆が集まれる、地域社会とつながれるという場だからこそ注目されているのだと思いますと言っておられます。また、子ども食堂とは2階建ての在り方が望ましいと、1階は地域交流の場として民間の裁量に任せ、自由度を高く運営してもらい、その上で2階は貧困や虐待などの悩みがある子供の見守り支援など、行政に代わって担う役割を果たすものでもと言っておられます。

子ども食堂は食べられない子が行くところだと思われがちでありますけれども、貧困対策の場でもありますが、地域のコミュニティ再生のためにも、自分たちで子ども食堂に取り組むことが増えてきております。子供をど真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所だとも考えられます。

以下、町の考え方と今後の取組についてお伺いいたします。

1点目、町内子ども食堂の現状と運営への課題、今後の対応について。食材、備品等の保管場所の早急な確保はできないか。

2点目、子ども食堂の定義、多世代交流の居場所としての子ども食堂の在り方について。

3点目、安定した運営団体への助成金の拡充と、運営団体による実践報告会の実施はできないか。

4点目、例えば「あみ子ども食堂応援プロジェクト」といったものを立ち上げ、企業版ふるさと納税の活用による寄附の働きかけや、ガバメントクラウドファンディングを活用したらどうか。

5点目、食の支援として食品回収のきずなBOXの拡充や、賞味期限が1か月以上ある未利用食品の回収ボックスの庁舎への設置等で支援の強化はできないか。当町の善意銀行からの配布品や連携について、また防災備蓄品の活用について、今後提供できないか。

6点目、情報発信の拡充や、アンケートや感謝の言葉等の広報媒体への分かりやすい掲載について。

7点目、子ども食堂は、虐待、ヤングケアラーや貧困等、様々な家庭環境で暮らす子供たちをサポートし、相談の場であり、安心な居場所となり、行政サービスにつながる場となっております。

りますが、食堂に相談窓口の開設や関係機関と連携しながらの伴走支援についてお伺いいたします。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

難波議員の、子ども食堂への支援拡充についての質問にお答ひいたします。

1点目の、町内子ども食堂の現状と運営への課題、今後の対応についてであります。

町内の子ども食堂の現状としましては、活動している団体は、現在5団体を確認しており、新たに子ども食堂の立ち上げを検討いただいている団体が2団体あります。

また、子ども食堂が抱える運営上の課題として、食材等の保管場所及び食材の確保手段などがあると聞いております。

今後、町の支援策としては、新たな食材等の保管場所等の設置に向け、引き続き協議、検討を進めてまいります。また、食材調達への支援として、フードバンクによるきずなBOXの活用等についても、関係機関と協議を行い検討してまいります。

2点目の、子ども食堂の定義、多世代交流の居場所としての子ども食堂の在り方についてであります。

当町における地域子ども食堂の定義につきましては、阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱において、「子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりを目的として、子ども及び当該子どもを同伴する保護者等に対して食事の提供等を行う施設」としております。

また、子ども食堂の在り方については、子ども食堂の始まりとして、子供の貧困対策から孤食対応を目的とし、全国的に広まり、年間の延べ利用者数は760万人とも言われております。

また、子ども食堂の特徴も大きく変化し、現在の子どもの食堂においては、子供・保護者・地域の高齢者等が集う多世代交流拠点として広がってきております。

今後、当町においても、子ども食堂を基点に多岐にわたる支援につながるよう検討してまいります。

3点目の、安定した運営団体への助成金の拡充と運営団体による実績についての報告会の実施はについてであります。

子ども食堂運営団体への助成金については、阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱の一部改正を行い、令和5年4月1日より、運営費に対する補助金額を12万円から15万円に増額し、さらに開催回数に応じて最大6万円の追加交付を行う内容に改正を行っております。

また、運営団体による実績報告会については、6月に阿見町子ども食堂代表者交流会を開催し、意見交換・情報共有を行うことになっております。

4点目の、「あみ子ども食堂応援プロジェクト」の立ち上げ、企業版ふるさと納税の活用による寄附の働きかけやガバメントクラウドファンディングの活用についてであります。

町の重点取組に対し支援を集める方法としては、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングを活用するという方法も考えられますので、様々な支援の在り方を検討してまいります。

5点目の、きずなBOXの拡充と善意銀行からの配布品や連携状況、防災備蓄品の活用はについてであります。

きずなBOXの活用等については、1点目で答弁しましたとおり、関係機関と協議を行い検討してまいります。町独自の回収ボックスについても、きずなBOXの活用等の協議を行う中で判断してまいります。

善意銀行からの配布品及び連携については、社会福祉課から善意銀行に食料品の在庫量等の確認を行い、子ども食堂団体に情報提供してまいります。

また、防災備蓄品の活用につきましても、賞味期限等を考慮し、活用可能な備蓄品については、子ども食堂団体へ提供してまいります。

6点目の、情報発信の拡充やアンケートや感謝の言葉等の広報媒体への掲載についてであります。

広報紙への掲載については、町内の子ども食堂運営団体の紹介として、団体名称、開催日時、開催場所、連絡先、対象者等について掲載を行っておりますが、多くの方に子ども食堂の活動を知っていただけるよう、団体の要望等もお聞きしながら、検討してまいります。

7点目の、子ども食堂に相談窓口の開設や関係機関と連携した伴走支援はについてであります。

子ども食堂は、様々な家庭環境の児童が利用することが考えられるため、子ども食堂への相談窓口の設置は、事情を抱える児童の特定につながるおそれがあることから考えておりません。そのため、子ども食堂に参加している団体の皆様を通じて、ふだんの会話等の中で児童に異変が見受けられる際には、役場社会福祉課に情報提供いただければ、担当課及び関係機関との調整を行い、児童等への支援につなげてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変に、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、食材・備品等の保管場所についてでありますけれども、公共機関設備等におきましてアンケート調査を行ったと聞き及んでおりますけれども、結果はどうなったのか、お教え願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えさせていただきます。

アンケート調査につきましては、中央公民館、それからかすみ公民館、君原公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンター、吉原交流センターを対象に、施設内または施設敷地内に、食材等の保管場所を確保可能かについて調査を行いました。

結果としまして、施設内、建物内に設置可能な施設としまして、今後、細かな調整、協議は必要となりますけれども、回答がありましたのは、可能なのが、中央公民館、かすみ公民館、君原公民館、吉原交流センターということでございました。

敷地内ですね、施設内ではなくて敷地内に設置可能な施設、これも当然協議が必要となりますけれども、可能であるという答えが、中央公民館、君原公民館、舟島ふれあいセンター、吉原交流センターということになってございます。

本郷ふれあいセンターにつきましては、施設内はちょっと難しいということと、あと敷地内につきましては、今ちょっと借地となっているために、いろんな細かい協議が必要になるというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 詳しくありがとうございます。

そうしますと、保管場所等の、現在、この後、調べていただいて、進捗状況について、また、今後子ども食堂が増えるに当たりまして、到底今のままで保管はできない状況になるかと思っておりますけれども、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今回、アンケートを実施した公共施設において、設置のほうを検討しているところでございます。詳細には、食材等の管理の仕方、それから安全性の確保、こちらのほうを検討しまして、設置に向けて、順次ということになるかとは思いますが、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

決定時期は、大体予定でよろしいんですけど、どのくらいをめどに考えていらっしゃるかと

でしょうか、お伺いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

必要な機能等、それから安全性、こういったものをよく検討しながら、順次という形になるとは思いますが、今年度の3か年に計上して、来年度からの取組になるかというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ早急なる検討をお願いしたいと思います。

中には、敷地内設置可能であれば、備品が入るくらいの倉庫を団体に設置したいという、そういうところもございますので、課題解決に向けて素早い今後も検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の答弁が先ほどありましたけれども、町内にフードバンク、きずなBOXの数と、近隣と比べて阿見町はどうかをお教え願えますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町内のきずなBOXの設置につきましては、今現在、さわやかセンター内の1か所となっております。

また、近隣の設置状況としましては、土浦は8か所、牛久は11か所、稲敷が2か所、龍ヶ崎市が4か所ということになっております。

この事業は、社会福祉協議会とフードバンク茨城が提携して、公共施設等への協力依頼、こういったものを受けて設置しているものでありまして、町でも、今後、関係機関と協議しまして、設置数の増に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。よろしくお願したいと思います。

きずなBOXにつきましては、何回も担当課にお願いして設置していただいた経緯もございますけれども、今、フードバンク茨城では大変品薄になってきております。供給量が激減して需要が対応し切れない状況になっております。食材調達への支援といたしまして、設置場所の拡充をぜひ図っていただき、全力で支援をお願いしたいところでございます。

また、町独自の回収ボックスにつきましては、鴻巣市等々、他市でもありますけれども、令和元年から庁舎に設置し、市職員の家庭からまず始まり、令和3年からは各市町におきまして、毎月第1月曜日をフードドライブの日に設定し、市民も対象とし、今まで約5,000点近くの食品の提供があるというものでございますが、現在、当町でも、ぜひ各課と連携いたしまして、

持続可能な社会を目指してSDGsの観点からも、皆様の全員の支援を何とぞお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そして、次の再質問ですけれども、子どもの食堂支援事業補助金交付、今回また改正がありますけれども、今後改善もあり得るのかどうか、そして4分の1の資金はどのように捻出して運営すればよいのか。寄附は補助額から引かれるというもので、改善の余地があるかと思われましても、詳しくお考えをお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

子ども食堂は、御承知のとおり、もともと民間初の自発的、自主的な取組として始まっているものでございます。町は補助金制度を創設しまして、この取組を支援しているところでございますけれども、この補助金の改善ということでございますが、先ほども、今年4月から改善をさせていただいているところですが、今後、子ども食堂団体数の増加、それから子ども食堂団体の活動規模拡大、こういったことによって事業費等の増加など、こういったことが見込まれていく場合には、要綱の改正、または新たな支援制度等、こちらのほうに向けた検証を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思っております。

また、企業版ふるさと納税の実績と、また、我が町ですね、子ども食堂への寄附希望事業者の現状は、どうなっておられますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税の状況ということでございますけれども、昨年度の実績は4件というふうに聞いております。その中で、子ども食堂への寄附の希望という企業はないというふうなことでございます。

企業版ふるさと納税ではありませんけれども、昨年度は町内企業から町の社会福祉協議会に、子ども食堂で活用してほしいと多大なる寄附をいただきました。こちらを各団体にお配りしたところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

寄附につきましては、本当に大変にありがたいことだと思っております。

また、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングも含め、今後、国からの地方創生臨時交付金があった場合や、こども家庭庁からの地域子供の未来の応援交付金等もありますけれども、様々な支援の活動を前向きに検討していくということでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今後、国からの地方創生交付金、こういったメニューがあった場合には、交付金事業を活用する場合には、町全体の事業等を考える必要がございますけれども、そういったことを踏まえながら、担当部署と協議を行ってまいりたいと思います。

また、今、お話がありました地域子供の未来応援交付金、こういったものの活用につきましては、こちらは、地方公共団体がNPO法人等への委託等を通じて、子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するものでございます。今現在、内閣府の交付金ということで位置づけられて……、今現在ではないですね、昨年度までは内閣府の交付金として位置づけられておりましたけれども、今年度から、こども家庭庁のもと実施されるというものでございます。現在、こども家庭庁に移行になってからの詳しい制度内容等の情報がございませんので、今後、内容を確認し、活用が可能であるか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。10分の10ではないとは思いましたけれども、4分の1だと思ひました。自治体には、よく調べて、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、善意銀行への食料品等の寄附はどのようなものになっておりますでしょうか。また、子ども食堂にどんなものが提供されたのかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

善意銀行への食料品の種類といたしましては、米、それから食品、それから缶詰とかレトルト、それから即席みそ汁、ふりかけセットなどでございます。それから缶入りパンといったような食料品の提供を行っていただいております。

令和4年度における子ども食堂への寄附としましては、4月に米20キロを4団体へ、それから、8月に米25キロを4団体へ、9月には60キロを3団体、30キロを1団体ということで支援をいただいております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

大変に善意ある，期待するところであります。

また，防災備蓄品はどういったものが，今後考えていただけるということですのでけれども，お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

防災備蓄品の食料品の活用につきましては，アルファ米，それからパンの缶詰，うどん，ラーメン，スパゲッティ，乾パン，ビスケット・プチバケットと餅，カレー，スープなどがございます。

その時点におきまして，賞味期限等を見まして，活用可能な食材を子ども食堂のほうへ配布をさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ今年度から，よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に，情報提供でありますけれども，子ども食堂から，当然，社会福祉課のほうに御相談はさせていただくことになるかと思うんですけれども，ぜひ担当課のほうでも3か月に1度くらいは現場に足を運んでいただいて，訪問していただいて，情報の共有をしていただきたいと思いますという声もあるんですけれども，その辺はいかがでしょうか，お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町長答弁でも申し上げましたとおり，子ども食堂への定期的な直接訪問というのは検討はしておりませんが，児童に異変が見受けられる情報等をいただいた場合は，支援対応等の協議を行う際に，状況確認が必要な場合には訪問をさせていただきたいというふうを考えております。

ただし，現場での改まった聞き取りと，こちらについては，周りの参加者のほうに支援児童としての個人を特定されてしまうというようなこともあるかと思ひますので，簡単な会話等により状況について確認をするということが想定されると思ひます。また，支援後，状況確認が必要な場合においても訪問させていただきたいと思ひます。

あとは，明らかに虐待等が疑われる場合，こういった早急な対応が必要なときは，子ども食堂さんのほうで児童相談所等に早めの通告をお願いしたいというふうなことがございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。なかなか子ども食堂も、自治体とかなかなか不慣れな、私含めて、いろいろあるので、そういったときにはぜひ来ていただけると、本当にそういうお声があるものですが、ぜひ検討課題ということで、お願いしたいと思います。

最後ですけれども、子ども食堂を拡充していくには様々な、今現在まで課題があるわけですが、例えば高齢者向けの通いの場、サロンなどは今、全国で約9万か所以上あると言われております。当町でも平成30年度からサロン助成事業が、社協から始まって15団体、今、設置されているわけですが、このすみ分けでございませう。

子どもを中心としたみんなの食堂も、これだけの広がりが必要ではないかと感じているところではありますけれども、まず環境整備を願い、様々な各種の団体が地域にもう根が張って、地域のコミュニティの核のようになって、阿見町の子供たちを守っていける、そういった地域づくりができればよいのかなと、そのように願うものでございませう。

1点目の質問は終了させていただきます。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

妊産婦の通院支援についてでございます。

厚生労働省によりますと、人口統計で2022年の出生数は過去最低の77万747人で、前年に比べ4万875人減少したと発表されているところでございませうけれども、当町では300人の出生者数をキープしているところで、ございませう。

妊婦さんの状況については、里帰り出産など出産状況はそれぞれ違ってくると思いますけれども、陣痛が始まり、病院に行く方法については、身近に頼れる人がいない方や御主人の仕事帰りが遅いとか、またシングルマザーの方などは、出産が近づくにつれて不安が増してくるのではないかとおもわれます。

そこでお伺いいたします。

1点目、妊産婦が出産直前に病院へ向かう方法についての把握はされているのでしょうか。

2点目、妊産婦の通院負担軽減に、阿見町として陣痛タクシーの取組についてどのようにお考えか。自治体としてタクシーの運営会社に補助金を出しているところや、妊婦さんへタクシーの利用券を配布しているところがあります。当町では今後、事前に、陣痛時に利用できるように、妊婦さんに安心感を持ってもらうためにも、どのように対応されていかれるのでしょうか。

常総市では、マタニティ支援チケット交付事業といたしまして、母子手帳交付時に1,000円

チケット10枚で1万円分、今後また値上がりを考えていると聞き及んでおりますけれども、タクシーチケットを配布、つくばみらい市では、乗車1回当たり3,000円を上限に、15回まで最大4万5,000円助成、多くの自治体で体制を整えてきておりますが、当町の取組についてお伺いいたします。

3点目、救急車では可能か、これまでの搬送状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 妊産婦の通院支援についての質問にお答えいたします。

1点目の、妊産婦が出産直前に病院へ向かう方法についての把握についてであります。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時に専門職による妊婦面談を実施しており、体調面だけでなく、陣痛の際の交通手段や出産による入院時の上のお子さんの預かり先など、サポート体制についても確認しております。

また、妊娠後期にはマタニティコールを実施し、改めて出産に向けた準備状況や病院へ向かう際の家族支援の有無、陣痛時の対応等を確認しております。

2点目の、妊産婦の通院負担軽減のための陣痛タクシーの取組についてであります。

町では妊産婦世帯の経済的支援として、令和4年度から出産・子育て応援給付事業を開始いたしました。妊娠・出産した方へそれぞれ5万円の現金給付を行っており、妊産婦健診等の交通費などにも御利用いただけます。

また、マタニティコールを実施する中で、陣痛時に御家族の送迎が難しい方を把握した際には24時間対応の近隣タクシー会社を御紹介し、急な陣痛時に備えられるよう、事前に問合せをしておくことやその際の確認事項などについて情報提供を行っております。

陣痛時等にタクシーを利用した際の費用助成につきましては、経済的負担が大きいことから、必要性を感じているところであります。

3点目の、救急搬送の状況についてであります。

稲敷広域消防本部に町内の妊婦の救急搬送の状況を確認したところ、令和3年度は5件、令和4年度は4件とのことでした。

陣痛時の救急車利用は緊急時のみの対応であり、家族送迎やタクシー利用が基本であることから、救急車の適正利用を推進するため、また妊産婦のタクシー費用の負担軽減のため、陣痛時を含め通院時等の助成について前向きに検討し、支援を充実させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。前向きな御答弁ありがとうございます。

そうしますと、1点目の御紹介しているタクシー会社とは、どういった会社でしょうか。お教えてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町内では新町タクシー、それから日貿タクシーの阿見営業所がございます。それから、近隣の24時間対応のタクシー会社としましては、土浦市のカスミ交通、それから日貿タクシーの本社、こちら大岩田になりますけども、これがございます。その中で特になんですけれども、カスミ交通のほうは事前予約ができるということから、こちらを優先的に御紹介をしているという状況でございます。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、今、カスミ交通さんを御紹介ということでもありますけれども、こういったことは今後、当然妊婦さんにはお知らせしていただけてるものと思うんですけれども、子育て支援サイトとか、あと多くの自治体で実施しておりますように、牛久市でも1社だけではありません。ホームページを見ました。また、そうですね、取手なんかは3社とか、ひたち野うしくは2社とか、それぞれですけど、陣痛タクシーとしてホームページ上にアップされている自治体が大変多うございますけれども、当町はこういった情報発信はしていただけるものなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

牛久市は福祉タクシーとして陣痛タクシーが1社掲載、それから土浦あたりも1社ございます。ただ、阿見町の場合、カスミ交通さんというのは24時間対応で対応していただけるということで、優先的に御紹介ということなわけありますので、タクシー会社さんとの情報交換とか、そういった意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。相談しながら、少しでも改善していただければと思います。

また、妊産婦のタクシー費用の助成についてでございますけれども、前向きに検討することでございますけれども、具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まだ、予算化に向けた検討はこれからということになりますので、詳細については申し上げられませんけれども、出産時だけでなく妊産婦健診、こういったときにもタクシー利用について助成ができるように計画してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

そうしますと、早急に対応をしていただきたいと思いますと思うんですけども、どういった計画で実施のほうにつないでいかれるのか、分かる範囲でお伺いいたしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

やはり町の場合は予算の確保というのがまず前提として必要になってまいりますので、まずは今年度の3か年計画、こちらのほうで検討させていただきまして、採択されれば来年度からの開始ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。阿見町では、安心して子供が産めるという体制をさらにつくっていただきたいと思いますという思いを、また要望等もいただいております。今回の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

これで2点目の質問は終了させていただきます。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、最後の3点目の質問に入らせていただきます。

加齢性難聴対策といたしまして補聴器購入補助についてお伺いたします。

加齢などにより耳が聞こえにくくなっている方は多くいらっしゃいます。男性の場合、70歳代では五、六人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えているということでもあります。

そこで、1点目、中年期に難聴があると高齢期に認知症リスクが約2倍上昇。補聴器を適切に用いることでリスクが軽減されるとの報告があります。今後、認知症施策を加速させるために当町ではどう捉えるのか、お伺いたします。

2点目、補聴器は高額であります。住民からの要望もいただいておりますけれども、町独自の補聴器購入の補助ができないか見解をお伺いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 加齢性難聴対策として補聴器購入補助についての質問にお答えいたします。

1点目の、今後、認知症施策を加速させるため当町ではどう捉えるかについてであります。

町では、認知症の人とその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として認知症カフェを町内3か所で実施しているほか、認知症の専門知識を持つ保健師等で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症またはその疑いがある人の早期診断、早期対応に向けた支援を行っております。

認知症予防の施策としましては、茨城県立医療大学と連携して転倒・認知症予防教室を実施しております。

また、認知症サポーター養成講座や認知症講演会の開催、認知症の進行状態に応じてどのような医療や介護などの支援を受ければよいのかをまとめたリーフレット「認知症ケアパス」の活用等により、認知症に関する知識の普及を進めているところであります。

議員御指摘の難聴につきましては、平成27年に厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略において、認知症の危険因子の1つであることが示されておりますので、認知症予防の観点から対策は必要であると考えております。

2点目の、町独自の補聴器購入の補助ができないかについてであります。

難聴の予防には、騒音など大きな音が常時出ている場所を避けるなど耳に優しい生活を心がけることや、老化を遅らせるための生活習慣の見直しが上げられます。また、早期発見、早期治療のために耳鼻咽喉科を受診し、聞こえの検査を行い、早期に補聴器で聞こえをサポートすることも大切です。こうした予防について、今後は啓発を行ってまいりたいと考えております。

補聴器購入の補助につきましては、国及び県内市町村の動向を注視し、調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 御答弁大変にありがとうございました。

今の御答弁から、阿見町は認知症施策におきましても大変力を入れていただいていることには大変感謝するものでございます。

その中で加齢性難聴対策といたしまして、まず、補聴器の購入の必要性について、住民を対象に調査を行っておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

補聴器購入の必要性ということでございますけれども、調査について、直接的な調査は行ってございませんけれども、令和2年の1月から2月にかけて、阿見町長寿福祉計画第8期介護保険事業計画、こちらを策定するに当たりまして、本町の高齢者の日常生活の状況等のア

ンケート調査を行っております。

このアンケートの中で、外出を控えているか、また、外出を控える理由、この設問がございました。外出を控えていますかという問いに「はい」と答えた人が18.4%おりまして、その人が外出を控えている理由として、聞こえの問題などの耳の障害、こちらを上げた方がその18.4%のうちの10.5%という状況でございました。このことから、聞こえに問題があることが外出を控える一因となっているということも考えられるかというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） アンケートの結果は分かりましたけれども、調査・研究をするということですが、どういったところを目的に考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

国が令和元年6月に取りまとめた認知症施策推進大綱におきまして、難聴等の認知症の危険因子に対する予防介入研究等を進めることが示されております。国の研究によりまして、補聴器を使用することで認知症予防することができるというエビデンス、こちらが得られるのか、国の研究報告を注視してまいりたいと思っております。

また、県内では、現在、古河市、筑西市、土浦市の3つの市町村で補聴器購入補助を実施しております。既に補助を実施している市町村の補助対象者や助成額など、また、補助の実績等についても併せて調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

国の、視察で阿見の議員でも行きましたけれども、以前に、国立長寿医療研究センターというのがあるわけですが、そのチームでは、補聴器をうまく使えば認知機能の低下が進むのを抑制できる可能性があることを既に研究成果として明らかにしておられます。

また、保険者機能強化推進交付金の活用というものがあるわけですが、国10分の10で助成を行っております。これを利用したところもあります。神奈川県相模原市等でございますけれども、全国で補聴器購入が進んでおりますところがございますので、ぜひとも今後前向きな検討をお願いすることをお願いして、質問を終了させていただきます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） これで14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど、難波千香子君の質問の中で、執行部より答弁がございますので、保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） すいません、お時間いただきまして。先ほど難波議員の再質問の中で、企業版ふるさと納税の昨年度の実績はという問いに対しまして、私、4件というふうにお答えさせていただきましたが、3件でございました。

お詫びして訂正いたします。

○議長（平岡博君） それでは次に、12番久保谷充君の一般質問を行います。

12番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔12番久保谷充君登壇〕

○12番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。

通告に従い、つくば霞ヶ浦りんりんロードを含む霞ヶ浦周辺の利活用について質問をいたします。

2月7日、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会は、台湾でも人気のサイクリングロードである旧草嶺環状線自転車道との相互のサイクルツーリズムを推進していくことを目的に、台湾の大東北角観光圏と観光友好協定を締結いたしました。

旧草嶺環状線自転車道は、福隆駅を起点に、旧鉄道トンネルを通り1周して戻ってくる20キロほどのコースで、鉄道駅起点でアクセスがよく、全線平坦で起伏が少なく走りやすく、海岸線の区間は絶景が続き、沿道には休憩スポットやグルメスポットも充実しているなど、人気が出る要素がたくさんあります。私も一度は行ってみたいと思っております。

また、台湾は世界最大級の自転車メーカーがあるなど、サイクリング熱が高まっているとのことです。茨城空港の国際線は、新型コロナウイルスのため全線運休していましたが、3月の26日からタイガーエア台湾が、茨城ー台北線の運航を週2便再開するという事で、台湾からの訪日観光客の増加が見込まれます。台湾のサイクリストをはじめ様々な国々の訪日観光客に阿見町に立ち寄っていただくためには、霞ヶ浦湖岸の利活用を促進し魅力度アップを考えるべきだと思います。

霞ヶ浦りんりんロードにつきましては、これまでに、海野議員が整備状況と延伸について質問をいたしております。また、平岡議長からは、霞ヶ浦高等学校前の国道125号線、花室川か

ら予科練平和記念館まで道路幅が狭く大変危険ということで、自衛隊武器学校の湖岸側に自転車専用の栈橋を造ってはとの提案がありました。

そこで質問をいたします。

道路幅が大変狭いので危険箇所を解消するための、つくば霞ヶ浦りんりんロード町内湖岸ルート の現状について。

2つ目、あみプレミアム・アウトレット周辺まで、つくば霞ヶ浦りんりんロードを延伸するよう要望すべきではないか。また、予科練平和記念館から吉原地区まで町内を周遊できるサイクリングロードはどうか。

3つ目、町内のサイクルサポートステーションの現在の状況について。

4つ目、予科練平和記念館に、つくば霞ヶ浦りんりんロードの拠点となるサイクルステーションを整備することはできないのか。

5つ目、茨城国体跡地を中心とした霞ヶ浦周辺について、グランピング、オートキャンプ場等を含め、利活用する考えはないのか。

6点目、湖岸に整備されている桜の記念樹の状況と今後の考え方について。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 久保谷充議員の、つくば霞ヶ浦りんりんロードを含む霞ヶ浦周辺の利活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、つくば霞ヶ浦りんりんロード町内湖岸ルート の現状についてであります。

町内のつくば霞ヶ浦りんりんロードの大半は霞ヶ浦堤防上の湖岸を走るコースとなっておりますが、自衛隊武器学校に係る区間と島津の航空装備研究所に係る区間では、湖岸を離れ国道125号に迂回するコースとなっております。そのうち、武器学校に係る区間は、道幅が狭い上、交通量が大変多いため、特に危険なコースとなっております。これまで注意喚起標識や矢羽根の設置など、県でも対策を講じてきましたが、安全な自転車走行空間の確保までには至っておりません。

先日の全員協議会に報告させていただきましたが、これまで町では、国土交通省が武器学校の湖岸側に計画している霞ヶ浦堤防をサイクリングコースとして利用できるよう、関係機関と協議を重ねてまいりました。その結果、関係機関の理解と協力が得られ、堤防をサイクリングコースとして利用できる見込みとなりました。

しかし、つくば霞ヶ浦りんりんロードとして完成させるためには、町が花室川を横断するための橋を架ける必要があります。今後、町では、花室川への橋梁設置について具体的な検討に

入り、新たなサイクリングコースの実現に向けて事業を進めてまいります。

2点目の、あみプレミアム・アウトレット周辺までつくば霞ヶ浦りんりんロードの延伸と予科練平和記念館から吉原地区までのサイクリングロードはどうかについてであります。

つくば霞ヶ浦りんりんロードについては、その名称のとおり、「つくば」は筑波線の廃線跡、「霞ヶ浦」は霞ヶ浦湖岸が本線として登録されております。本線から各市町村内への誘客及びコースの設定については、それぞれの市町村の取組とされております。

現在、町では、民間のサイクリスト向けのアプリを活用し、予科練平和記念館を起点にアウトレット周辺施設を周遊するコースを紹介しております。アウトレット周辺には、乗馬や収穫体験ができる魅力のある施設が点在しており、今後も新たなコースを開発しながら紹介してまいります。

また、サイクリングを活かした観光交流を促進できるよう、新たなレンタサイクルの貸出拠点の検討も含め、積極的にアウトレット周辺での施設とサービスの拡充に努めてまいります。

3点目の、町内のサイクルサポートステーションの現在の状況についてであります。

町では、サイクリストの休憩箇所として、予科練平和記念館やコンビニ等、18か所をサイクルサポートステーションとして登録し、阿見町観光ガイドブックや県ホームページにて紹介しております。

サイクルサポートステーションにおいては、駐輪ラックが設置され、トイレや空気入れ、工具等を無料で利用することができます。

4点目の、予科練平和記念館につくば霞ヶ浦りんりんロードの拠点となるサイクルステーションを整備することはできないかについてであります。

予科練平和記念館については、これまでにレンタサイクルの貸出拠点や、サイクルサポートステーションとしての登録を行ってきました。今後、サイクリストのニーズを把握した上で、設置箇所も含め、関係各所と協議をし、利用しやすい施設の調査・検討を進めてまいります。

5点目の、茨城国体跡地を中心とした霞ヶ浦周辺について、グランピング、オートキャンプ場等を含め、利活用する考えはないのかについてであります。

いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会会場跡地については、跡地利活用検討委員会等を開催し、その後の利活用に関する検討を行っております。当該跡地は有効活用が期待される一方、町が国から占有している土地であるため、その利活用にあたっては国土交通省との協議が必要となります。また、地理的な特性を活かすという視点だけでなく、新たな施設等を整備するにあたっては、財源の確保を含め、町民に対し利益をどう還元していくか、さらには、将来に渡ってどのように運営していくのかまでを含め、総合的な判断が必要となってまいります。

このように様々な課題はありますが、霞ヶ浦湖岸は第7次総合計画基本構想において、霞ヶ

浦湖岸親水ゾーンに位置づけており、あみプレミアム・アウトレット等への来訪者を霞ヶ浦湖岸へと誘導し、当該跡地を含む湖岸エリアに多くの人々が訪れ、にぎわう、親水空間の創出に向け、国体跡地としてのレガシーを大切にしながら、有効活用の検討を進めてまいります。

6点目の、湖岸に整備されている桜の記念樹の状況と今後の考え方についてであります。

霞ヶ浦湖岸にある掛馬地内の桜堤及び島津小公園の桜は、町の木である桜による町の名所づくりを行うことを目的として、平成27年3月に、桜記念植樹事業により植樹されたものです。その後、施肥や消毒、周辺の除草作業に取り組みましたが、残念ながら生育不良が見られ、平成28年度と平成30年度に一部の桜の植え替えを行っております。

生育不良の原因につきましては、当時、専門家に相談したところ、風の影響や土壌不良、樹の種類などが考えられるとのことであつたため、植え替えの際は、風に強い樹種を選定し、土の入れ替えも実施しました。しかし、現在も良好とは言い難い生育状況であり、ほかにも様々な要因が重なっているものと推測できます。今後、改めて樹木医等の樹の管理に精通した方々から御意見をいただき、適切な措置を講じてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） ありがとうございます。

湖岸側に新たなサイクリングコースを整備するというところで、国土交通省、自衛隊武器学校等、関係機関との協議に対し、町長の御努力に対し敬意を申し上げます。

そこで、再質問をいたします。

新たなサイクリングコースの整備で、自衛隊武器学校の保安の問題点はないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

武器学校からは、機密を守るためにサイクリングコースから施設内が見えないように、全区間目隠しフェンス等を設置することを求められております。

また、工事に際しましては、敷地内を借りるということになりますので、さらなる保安上の条件や要望があると考えられますが、それ以外の保安上の問題はないということで、現在、協議が調っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 全線目隠し等を設置するという事を求められているということなんです、堤防は国土交通省が設置するという事なんです、そうしますと、そちらのほう

でそういうものは設置できるようなことはできないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

国土交通省のほうとは、そこら辺も含めまして協議をしております。今現在の協議の中では、国土交通省のほうで予算が確保できれば、国交省のほうで施工は考えていきたいというふうに回答をいただいておりますが、そこら辺は今後の協議になると思います。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 次に、武器学校の湖岸に設置している武器学校スロープの使用時における対応はどのようにするかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

霞ヶ浦湖畔には武器学校のスロープが3か所ありますが、武器学校からスロープに出る際には、サイクリングコースが横切るような位置関係になります。武器学校が訓練でスロープを使用する際の対応につきましては、これから解決しなくてはならない課題の1つとなっておりますが、今後、武器学校、国土交通省、町の3者で細部まで協議し、取決めや管理協定等を締結する予定であります。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） スロープ3か所があるということで、そこを横切るということですが、そうするとこの横切ることに對してどのような形で解消するか、分かっている範囲でお願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

町としましては、サイクリングとかカウオーキングの利用者のことを考えますと、24時間フリーで利用できるようにしたいとは考えております。その要望は、武器学校のほうにお伝えしているところなんですけど、これから詳細については、霞ヶ浦の管理者であります国土交通省も含めて、今後協議してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 横切るということは、やはり橋が開閉できるような橋等を考えなければそれは解消しないのかなと私は考えるんですけど、そういうことも含めて考えるということ

なのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

今のところ決定的なアイデアはございませんが、ありとあらゆるアイデアを出し尽くして、知恵を絞って、それで協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 分かりました。

それでは、橋梁整備に係る全体の事業費と主な事業費について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

花室川の河口に橋梁を設置するには、霞ヶ浦堤防と接合工事、あと、既存道路とのすりつけ工事、護岸工事、武器学校の保安のための工事など付随した工事が多く予想されております。標準的な橋梁を参考にした積算では把握し切れない部分が多々ございますので、そのため、今年度から急いで予備設計を進め、概算工事費の算出までこぎつけたいというふうな考えでおります。概算事業費が明らかになりましたら改めてお示しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 予算にも関わる話なので、なるべく早くそういう事業費を出していただきたいというふうに思います。

それでは、橋梁整備に係る補助金について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

現在のところ、橋梁の計画がまだはっきりしていないため、具体的な交付金の協議はできておりませんが、交付金に該当するような計画とするのは必須であると考えております。

また、交付金の要件となります県の自転車活用推進計画への位置づけやナショナルサイクルートの指定などにつきましても、今後、県と協議してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 一般的に現段階では交付金の、例えば全体の半分とか2割とか、そういうことを考えた場合に、通常だどどのぐらいの形の交付金になるのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

サイクリングコースの整備につきましては、防災・安全交付金が55%充てられることができます。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 町が橋梁整備をするのではなく、国や県に設置してもらえるような要望はできないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

新たな堤防や橋梁をサイクリングロードとして誰にでも自由に利用していただくためには、道路としての認定が必要となってきます。このケースの場合は国道や県道の認定要件というのが当てはまらないということで、道路認定ができるのは町だけとなります。そうなりますと、法の規定により、道路管理者となる町が整備費用を負担するのが原則となってきております。

しかし、今後、国・県との役割分担等の協議もありますので、なるべく経済的にも町が有利になるような協議を進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 国土交通省のほうで堤防の工事をやると。橋梁については町がやるというふうなことになると思いますが、その辺の工事のときに一緒にやったほうが効率的ではないのかというふうに考えますが、その辺については検討しているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

堤防工事が先になるか、橋梁工事が先になるか、それとも同時にやるか、これはこれからの協議で決めていくことなんですけど、いずれにせよ、順番を間違えますと大きな手戻り工事が発生するおそれがございますので、これはしっかりと国交省と協議していきたいと考えております。

また、自衛隊の中をお借りする防衛との協議もできれば一本化できればいいなと思っております。国交省が自衛隊と協議、阿見町も自衛隊と協議ではなくて、これを一本化できる方法をこれから考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 今後の堤防と橋梁の整備スケジュールについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

霞ヶ浦堤防工事が令和5年から令和8年度の予定と伺っております。その進捗に合わせまして、なるべく早く供用開始できるようにしたいと考えております。しかし、堤防工事のほうにつきまして、地下の空洞や軟弱地盤というのが発見されたので、追加調査による設計の見直しの必要があるということで、時間的・予算的に当初の見込みよりも著しい状況になる可能性もあるというふうに伺っております。

今後、国交省との協議を進めながら、スケジュールの見通しが立ちましたら、こちらにつきましても改めてお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 橋梁や堤防を一般車両も通行できるようにすれば、利便性が高くなるのではないかとこのように思いますが、その辺について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 自転車の走行環境を優先しまして、安心安全なコースにするため、車道混在ではなく自転車・歩行者専用で計画しております。

また、これまで武器学校とは自転車・歩行者のみの利用ということ为前提としまして協議をし、承諾を得ておりますので、このまま自転車・歩行者専用の計画で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） それと、島津の航空装備研究所のところの迂回路の問題については、進展がないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

今回、武器学校に係る区間のサイクリングロードの話が持ち上がったきっかけとなりましたのは、もともと特に危険なコースであった上に、霞ヶ浦堤防工事によって、堤防上をサイクリングコースとして利用できる可能性が出てきたからでございます。まずは、このチャンスを逃さず、武器学校に係る区間を優先してやっていきたいため、現在のところは航空装備研究所付近での町事業は考えておりません。

しかし、県からの情報では、県ではこれまでの路面標示や注意標識のほかにも新たな対策として、道路の余剰地利用など何かすぐにはできないことはないか検討しようということで、現在測

量を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 自衛隊側がこのまうまくいけば、あとは阿見町で問題点が残っているというふうになれば、航空装備研究所のところだけということになりますので、併せて、なるべくそういう形で進むような形をお願いできればというふうに思います。

新たなコースの完成によって、どのような効果を阿見町としては期待しているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

安心安全なサイクリングコースやウォーキングコースとして、また、霞ヶ浦高校の生徒たちの大室グラウンドへの安全な移動経路として利用していただけるようになります。

また、ソフト面では、これまで土浦市と分断されていたようなサイクリングコースでしたが、新たなコースができることによりまして、広域的なイベント開催など様々な可能性が広がっていき、たくさんの方々に阿見町に訪れていただけるようになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 雄翔館と予科練平和記念館の間、掛馬地内の桜堤、島津小公園にあみサイクリングマップがありますが、その中にサイクルサポートステーションが記載されております。

本郷一丁目にあったファミリーマートが大分前に閉店したにもかかわらず、いまだマップに載っております。また、国道125号バイパスにあったコスモス街道、吉原小学校、実穀小学校がいまだマップに載っていますが、この辺について把握しているのか。また来町者はマップを頼りに来る方もいると思いますので、今後の対策について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

現在、予科練平和記念館から島津小公園に向かいますサイクリングコース沿いに、サイクリスト向けに作りました屋外看板が3か所ございます。議員の御指摘のとおり、情報につきましては古いものになってしまっておりますので、今年度中、早急に最新の情報に更新していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） よそから来る人は、マップを頼りに来るという方もおるといふふうに思いますので、なるべく早くしていただきたいと思います。

あと、島津の航空装備研究所付近の霞ヶ浦りんりんロードコースには看板が少ないように感じますが、看板設置の要望等はないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） お答えいたします。

これまで町のほうに看板設置等の要望はございませんでしたが、県では、サイクリストへのアンケート等を参考にガイドラインを定めまして、関係自治体で統一したサインを設置しております。

なお、つくば霞ヶ浦りんりんロードのうち、霞ヶ浦湖岸に係る区間は河川の堤防上を利用しているため、看板等の設置が制限されておりまして、全て路面標示での対応となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 次に、つくば霞ヶ浦りんりんロードサイクリングマップの中に雪印メグミルク工場見学とブルーベリー狩りコースとして案内していますが、2か所以外に追加できないのか。また、つくば霞ヶ浦りんりんロードサイクリングマップに別ルートの追加要望できないかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

現在、県で作成しております、つくば霞ヶ浦りんりんロードサイクリングマップの追加要望につきましても、掲載スペースの都合もございますが、更新のタイミングで追加が可能でございます。別ルートの追加も含めて早急に対応してまいります。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） サイクリングマップに追加できるということなので、2か所以外にも何か所か、例えば、ため池百選になっているため池とか、そういうところとか、いろいろな形で追加できるようなやつがあるのかなというふうに思いますので、いろいろな形で別ルートを含めながら、いろいろの町のほうで、別ルートの中で、そういう新たな観光スポットみたいのを発掘して行って、なるべく追加してもらいたいなというふうに思いますので、その辺について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

今後、魅力あるルートになりますよう、町内の施設、事業所等を活用して、さらなるルート

の開発に努めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 昨日、海野議員が、若栗の盆栽師のアダム・ジョーンズさんの話をしておりましたが、この前、5月の半ば頃、アメリカから大学生が二十五、六人、観光バスで来て、聞いたところ、やはり日本語の勉強と、あと美術と、あと盆栽ということで来たということで、隣にある善照寺の山門等とか見学していったというふうな形でありますので、いろいろなやはりそういうところも含めて、阿見町には魅力的なところがたくさんあるというふうに思いますので、いろいろな形で選択をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、町は、ちゃりさんぽに参加してサイクリングルートを掲載していますが、施設はどのように選定して掲載しているのか、また今後の予定について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

ちゃりさんぽにつきましては、あみ観光協会が民間事業者に維持管理費を支払いまして運営をしております。

また、ちゃりさんぽのルートに関しましては、町の観光施設やスポットを中心に選定しております。

今後につきましては、現在紹介しているルート以外にも、観光協会の店舗や施設にもっと足を運んでいただけるような、魅力あるルートを開発して紹介してまいります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） いろいろなルートを紹介しているということなのですが、このルートの中には飲食店関係とか、そういうところが入っているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

現在、飲食店として紹介しているのは、伊勢屋のだんご屋さんです。そちらのほうを店舗紹介しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 町内にもいろいろな、そういう飲食店関係を含め、あるというふうに思いますので、今後そういうことを含め、追加に入れてもらいたいなというふうに思います。

それで、サイクルサポートステーションの管理運営の状況について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

現在に至るまで、町内へのサイクルサポートステーションの登録を積極的に行っておりませんが、各登録先の設備、また備品等の運営管理はいまだ行っていない状況でございます。

今年度、各登録先を回りながら備品や利用状況等の確認を、各サイクルサポートステーションの情報内容に間違いのないかも含めまして、確認に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 予科練平和記念館にあるサイクルサポートステーションの、町外・町内者の利用状況はどのようになっているかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

予科練平和記念館のサイクルサポートステーションの利用状況につきましては、ちょっと把握してございませんので、今後、サイクルサポートステーションの運営管理業務に併せまして、利用状況等も併せて確認してまいりたいと思っております。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） あと、サイクルサポートステーションとして予科練平和記念館等に整備するのは要件があるのか。また、補助金はどうなっているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

サイクルステーションの整備については茨城県が主管となり取りまとめている事業であります。整備に当たりましては、整備する事業者を対象に茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金としまして整備費の一部を交付しております。

整備要件につきましては、つくば霞ヶ浦りんりんロード、奥久慈里山ヒルクライムルート、大洗・ひたち海浜シーサイドルートの沿線上におきまして、サイクルステーションの整備をすることで、さらなるサイクリストの誘客が図れ、本県のサイクルツーリズムの推進を図れる整備事業であることが条件となっております。

審査項目につきましては、事業の適格性、必要性、効率性、実施体制、野心性、妥当・持続性、先進・モデル性、地域性、以上8点の項目を基準に審査を行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 審査項目が8項目あるということですが、土浦のサイクルステーション

ョンそのものは駅で、駐車場等はあまりないようなので、やはり土浦とは近いというふうに思いますが、予科練平和記念館の辺りかそこから辺に、阿見町としてサイクルステーションとして整備するような形で、県のほうというか、要望を出すようなことは考えないのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

当町においてサイクルステーションの整備を検討する際には、近隣に類似した施設もございますことから、サイクリストのニーズをよく把握した上で、先ほど御説明しました県の審査項目ともかぶりますが、施設の必要性、効率性、地域性といった点を踏まえまして、まずは関係各者と協議を重ねていくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 予科練平和記念館から大室船だまり周辺、そして国体跡地までの民有地等を確保して、施設の整備は別として、グランピング、オートキャンプ場として車等が駐車できるような場所として確保してはどうかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 御提案いただきましてありがとうございます。

現在のところ、グランピングやオートキャンプ場の用地としまして民有地を取得するということは考えてございませんけれども、霞ヶ浦湖岸につきましては、第7次総合計画の基本構想の中で霞ヶ浦湖岸親水ゾーンということで位置づけをしておりますので、今後、どのような形でにぎわいを生み出していくか、また、国体跡地をどのように活用していくかも含めまして、全庁的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 分かりました。

掛馬地内の桜堤と島津小公園の桜は、平成27年3月に桜記念事業で植樹された、結婚記念、卒業記念、還暦祝い、退職記念とさまざまな思い出の中で植樹したと思います。

現在の状況は、枯れてしまったり、また生育不良の桜がほとんどです。また適切な処置をするということですが、実際に何本か寒さに強い太い桜の木を早急に植えてはと思いますが、どのように考えているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、樹木医等の樹の管

理に精通した方に相談した上、議員御提案のように、実験的に耐寒性のある木や太い幹の桜の木なども検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） いろいろな思いの中で植樹したというふうに思いますので、何かの形で解決してあげたいなというふうに思いますので、その辺についてはよろしく願いいたします。

掛馬地内の桜堤と島津小公園の管理はどのようにしているのかについて伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えします。

桜堤につきましては公園里親制度で、阿見町造園建設業協会さんに消毒と、必要に応じ剪定、除草などを行っていただいております。そのほかに町発注でも消毒、除草を行っております。

また、島津小公園につきましては、消毒や除草につきましては全て町が発注し、管理しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 島津小公園は草が繁茂しており、あみサイクリングマップを設置しているが、更新もされておらず、マップが見えない状況で、非常に管理が悪いが、現状を把握しているのか、今後の管理について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えします。

島津小公園除草作業につきましては、町からシルバー人材センターに委託しており、作業につきましては6月下旬を予定しております。

御指摘ありました、マップの見えづらい部分につきましては、現場確認の上、早急に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） 私が見に行ったときは相当草がひどい状況になっておりますので、そうすると6月下旬にという話ですが、本来であればもうちょっと早めに、5月初旬とか早めに対応しておけば、やはりああいう形にはならないし、また、サイクリストたちも、これひどいなというふうに見ている方もたくさんいるのかなというふうに思いますので、時期的にもうちょっと早めて、管理というか、したほうがいいのかというふうに思います。

あと、マップも桜の木の後ろのほうにあるような状況になっているので、私は、もうちょっと動かしたほうがいいのかなどというふうに感じております。取りあえずその辺について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

今御指摘ありましたように、位置につきましても、桜の木が繁茂して邪魔になっているところもあろうかと思えますので、ちょっと全体的に位置関係、そういった部分も含め、しっかりと利用者が見やすいような形で対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 12番久保谷充君。

○12番（久保谷充君） これで終わりますが、今はやはり土日というサイクリストたちが大勢来町というか、走っているということなので、いずれにしても、今までのようなことを考えながら、利活用を早くいろんな形でしていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（平岡博君） これで12番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月9日から6月19日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時51分散会

第 4 号

〔 6 月 20 日 〕

令和5年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月20日（第4日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

8番	飯野	良治君
----	----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君
副町	長	坪田	匡弘君
教育	長	立原	秀一君
町長公室	長	佐藤	哲朗君
総務部	長	青山	広美君
町民生活部	長	白石	幸也君
保健福祉部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
人事課長	黒岩	孝	君
管財課長	荒井	孝之	君
町民課長	齋藤	明	君
防災危機管理課長	安室	公一	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
国保年金課長	戸井	厚	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和5年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和5年6月20日 午前10時開議

- | | | |
|------|--|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第44号 | 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第45号 | 阿見町印鑑条例の一部改正について |
| | 議案第46号 | 阿見町介護保険条例の一部改正について |
| | 議案第47号 | 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第48号 | 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第49号 | 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第50号 | 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第51号 | 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第52号 | 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第53号 | 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第54号 | 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第55号 | 財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第4 | 議案第56号 | 朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について |
| 日程第5 | 議案第57号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第6 | 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について | |
| 日程第7 | 閉会の件 | |

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第44号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第45号	阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第46号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第47号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第48号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 日程第1、議案第44号から議案第48号までの5件を一括議題とします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年6月9日午前10時に開会し、10時46分まで慎重審議を行いました。出席議員は4名で、1名の欠席がありました。議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ、20名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず、議案第44号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、「緊急事態」という文言が削除されている。文言の整理だけで条例の内容については変更がないのかという質疑があり、執行部から、これまでは、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言、こういうようなときにだけ職員派遣ができたが、今回の改正により、インフルエンザ等の対策本部が設置された時点から行えるようになったので文言を変えたという答弁が

ありました。その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第44号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号、阿見町印鑑条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、全国では住民票の写しと印鑑証明の写しで誤交付があったようだが阿見町では大丈夫だったかという質疑があり、執行部から、現在のところ阿見町で誤交付の報告等はない。また、総務省からの点検指示に基づき、5月以降3回点検を実施し、全て異常がない旨を確認しているという答弁がありました。

また、委員から、電子証明書のスマホ搭載によるコンビニ交付の対応は早めにはできないのか、また、スマホへの登載人数を把握できるのかという質問があり、執行部からは、いずれも国の対応であり、町では対応・把握ができないものとなっているという答弁がありました。その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第45号、阿見町印鑑条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年6月9日午後2時に開会し、午後3時9分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第46号、阿見町介護保険条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第47号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年6月12日午前10時に開会し、午前10時20分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴人はゼロでした。

まず初めに、議案第48号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第48号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。大変失礼しました。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第44号から議案第48号までの5件についての委員長報告は原案可決であります。

本案5件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第48号までの5件は原案どおり可決することに決しました。

議案第49号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第50号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、議案第49号から議案第54号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、委員から、企画事務費の移住支援金240万円について説明を願いたいという質疑があり、執行部からは、東京23区等に在住または通勤されている方が、一定の要件を満たし阿見町に移住をした場合に支給するわくわく茨城生活実現事業移住支援金を増額するものである。当初予算編成時点では県補助金の阿見町への配分予定は1件分で、当初予算としては160万円を計上した。令和5年3月30日に県補助金が300万円に増額するという内示があり、町の負担金100万円を加え総額400万円となるように今回240万円の増額補正をしたものだ。当初予算分については既に申請を受けており、今回の補正により新たに約2件分追加する枠を確保するということになるという答弁がありました。

さらに委員から、限度額や支援要件などはどのようなものか、また、今年の3月31日に転入した人は対象とならないのかという質疑があり、執行部からは、今回の補正が限度ということになるが、6月県議会で増額補正が提案されている。それにより配分があれば、さらに補正したい。今年度は阿見町内に転入してから1年以内の方が支援対象者となる。ほかにも要件があるので状況をお聞きしてからの判断となるという答弁がありました。

また、委員から、マイナポイント申請支援業務委託料639万6,000円について背景や説明を願いたいという質疑があり、執行部から、マイナンバーカードの申請、新規作成に基づくマイナポイントの付与の期間は何度かにわたり延長になった。今年度の予算については5月末ぐらいまで延長されるのではないかとということで措置させていただいた。しかし、9月末までマイナポイントの申請期間が延長され、1階にブースを設けて対応している委託に係る費用を600万円強ということで計上したものだ。マイナンバーカードの交付率は5月28日現在の国の集計で阿見町は73.9%になっているという答弁がありました。

また、委員から、二所ノ関部屋連携推進事業40万円の内訳について質疑があり、執行部から、8月3日に日本相撲協会の地方巡業で龍ヶ崎場所が開催される。近隣の市町村で連携をして、龍ヶ崎場所を支援していこう、盛り上げていこうと、当町のほかに牛久市、稲敷市、利根町、

河内町、美浦村等と連携して出展・協力を行うというものだという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項は原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、民生費の社会福祉総務費、社会福祉課18人の職員給与関係経費について昨年度と比べて何名増えたか、そのうち新規採用職員の人数はどの質疑があり、執行部からは、4名の増のうち3名が新規採用職員との答弁がありました。

次に、同じく民生費の社会福祉総務費、非課税世帯等臨時特別給付金事業について、国庫支出金等返還金が1億3,164万2,000円と高額だが、施策は非課税世帯の皆さんに対して十分行き届いていたのかとの質疑に対し、執行部からは、対象者のうち未申告者、転入者、親の扶養に入っている子といった該当なのかどうか判断がつかない方々の分も見込んだ額で国に申請を出している。そのため700人から1,000人ぐらいの誤差が出てしまい、その分を返還することが高額となった要因と思われるとの答弁がありました。

次に、衛生費の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、今回の補正は、当初予算額に3,000万円ほど足した額が計上されている。接種人数が倍になったのであれば予算も倍になると思うが、さらに3,000万円が足されているのはどういうふうに考えればいいのかとの質疑があり、執行部からは、春接種の分は個別接種で賄っているが、秋接種のときはインフルエンザも流行する時期になるため個別接種だけでは賄うことができず、集団接種を多く見込まなければならない。個別接種と集団接種では費用も異なるため、単に予算を倍にするのは難しい事情にあるとの答弁がありました。

次に、教育費の学校管理費、学校施設整備事業について、遊具等設置工事とあるが、寄附者の意向は当初遊具だけではなかったと思うが設置するのは遊具のみか。また、工事からセレモニーまでのスケジュールはどの質疑があり、執行部からは、遊具等設置工事で設置するのは遊具1基だが、物品等作成委託料でモニュメントを作成する。工事の期間は発注後3か月から4か月を見込んでおり、セレモニーへの寄附者の出席等については寄附者の年齢等も考慮して今後協議してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第50号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、職員手当の補正について、時間外手当だけでは補正前後と変わらないが新体制になってこれで大丈夫かとの質疑があり、執行部からは、今年度の4月から6月にかけての実績を見ると昨年度に比べて時間外勤務も減っており、今の段階では大丈夫だと思われる。足りないときには年度末あたりに補正という形を取りたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第51号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、時間外手当について当初予算では介護保険の部分で350万円だけで、今回の補正での増減がないがこれで大丈夫かとの質疑があり、執行部からは、新たに会計年度任用職員を1名雇用し4月から職員6名プラス会計年度任用職員1名の体制としている。時間外勤務手当は縮減に向けて努めたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第52号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、プレミアム商品券の概要についての質疑がございました。執行部から、1冊5,000円でプレミアム率は50%とし、町内の全世帯2万3,000世帯にはがきの引換券を発送する。引換え場所は町内の郵便局で、対象は阿見町の方のみということでありました。土浦市の事例を参考に、販売率は70%前後の想定をしているとの答弁がありました。

次に、販売されず残った分のプレミアム商品券とプレミアム分の取扱いについての質疑がありました。執行部からは、なるべく残らないように周知を図るが、残ったプレミアム商品券の追加販売は考えていない。今回、地方創生臨時交付金を使って事業を実施するので、使い切れなかったプレミアム分については他の事業で有効に活用するよう調整すると答弁がありました。

その他質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第49号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、資本的支出のうち、管路布設替実施設計の委託料500万円の内容についての質疑があり、執行部からは、老朽化した配水管の更新計画に関する実施設計を行う費用で、現在の更新計画で予定していなかった青宿、うずら野、中央、住吉といった各地区で配水管の老朽化に伴い漏水等が多発している。これらを早期に対応する必要があるため詳細調査を実施し、更新計画の見直しを行うものとの答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第53号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第54号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第54号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）については全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、委員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第49号から議案第54号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。

本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第54号までの6件は原案どおり可決することに決しました。

議案第55号 財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第55号を議題とします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第55号、財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）について、質疑を許しましたところ、委員から、今回の第12分団の消防車更新で可搬ポンプを搭載しないでホースカーを搭載するというのはどのような判断からか説明を求めたいという質疑があり、執行部から、前提としては道路交通法の改正で、今後、普通自動車運転免許を取得する人は3.5トン未満の消防車でないと運転できない事情があります。その場合、1トン車ベースになり、可搬ポンプを積めないという点もあり、第12分団のほうに投げかけたところ、ホースカーのほうでいいという回答を受け、ホースカーのほうを導入したという答弁がありました。

さらに委員から、水害の場合、機動性で考えたら可搬ポンプが必要だと思う。可搬ポンプを各分団に配備しておかなくていいのかという質疑があり、執行部からは、越水した所の水を揚水する作業として、ポンプ車よりも可搬ポンプのほうが可動性がよいというのはそのとおりだと思う。可搬ポンプは売却を進めていくが、全ての可搬ポンプを売却するのではなく、分団の詰所なり消防署なりにおいて揚水のために備えておきたいと考えているという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第55号、財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入）については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第55号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第56号 朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第56号を議題とします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第56号、朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、朝日中学校の築年数と工事により長寿命化される年数、町内のほかの学校についての長寿命化改修工事の実施見込みについて質疑があり、執行部からは、朝日中学校の築年数は43年で、長寿命化改修工事により30年以上は使用するつもりである。ほかの学校については阿見町学校施設長寿命化計画に沿って、なるべく40年から50年の間で実施したいと考えているとの答弁がありました。

次に、工期が2年になってくるが長くなっている理由はとの質疑があり、執行部からは、内装改修工事は学校の夏休み期間に行う必要があるため、おおよその工程として、1年目に特別教室棟の内装を、2年前に普通教室棟の内装を改修することを想定して、2か年という工期を設けているとの答弁がありました。

次に、今回の工事に監視カメラの更新が含まれているが更新前後のカメラの性能比較と、カメラのモニターは外部から見られるのかとの質疑があり、執行部からは、更新前のカメラは2010年設置だったが、今回はフルハイビジョンに対応して画素数が圧倒的に多くなって画像が鮮明に映るようになった。モニターについては現時点では学校の中で見られるだけだが、録画されたものの外部の持ち出しは可能であるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、朝日中学

校長寿命化改修工事請負契約については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第56号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第57号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第57号を議題とします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第57号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許しましたところ、委員から、敷地内の管理・点検はどのぐらいの頻度で行っているのかという質疑があり、執行部からは、用務員が1名おり、日中の作業をしながら駐車場に車がない状態のときに基本的には毎日目視確認という形で実施している。また、管財課の職員がある程度の間隔で敷地内の巡回をしているという答弁がありました。

さらに委員から、屋外の清掃作業は毎日行っているのが異常を見つけやすいと思うがそうした提携は進んでいないのかという質疑があり、執行部からは、常時3名いる清掃作業員が屋外の清掃の際、状況に変化があれば管財課に随時報告がある体制になっているという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第57号、損害賠償の額を定めるこ

とについては全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第57号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長からの閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

副町長坪田匡弘君、登壇願います。

〔副町長坪田匡弘君登壇〕

○副町長（坪田匡弘君） 議長の許可をいただきまして、退任の挨拶をさせていただきます。

今月末をもって4年間の任期が終わりますので、副町長を退任いたします。議会の同意をい

ただいて、令和元年7月に千葉町長から副町長を拝命し、町政運営に微力ながら携わらせていただきました。この4年間には、新型コロナウイルス感染症への対応などをはじめとした様々な課題に対して、町長の補佐役として全力で職務を遂行してまいりました。これまで、議員の皆様、また、町民の皆様からいただきました温かい御指導、御支援に心から感謝を申し上げます。

阿見町は多くの人に移住先として選ばれる町になっており、人口が間もなく5万人に達し、市制施行が間近になってまいりました。議会の皆様には、執行部とともに新しい市にふさわしいまちづくりを推進していただきたいと願っております。

結びに、皆様のますますの御健勝と御活躍、そして、阿見町の大いなる発展を御祈念申し上げます。退任に当たりまして、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（平岡博君） それでは、ここで閉会に当たり議会を代表いたしまして、任期満了により退任されます副町長坪田匡弘君に、一言感謝と送別の言葉を贈りたいと思います。

坪田副町長におかれましては、昭和54年に阿見町役場に入庁し、生活産業部長、総務部長、保健福祉部長等を歴任し、定年退職後には、予科練平和記念館長を4年間勤めた後、令和元年7月に副町長に就任されました。以来4年間にわたり、千葉町長を補佐し、町長の命令を受けて政策企画をつかさどり、町の各組織が行う事務を監督する職として、職員時代も含め、阿見町の発展と町民福祉の向上のため誠心誠意努力され、今日の飛躍的な成果、発展を収められました。その苦勞と数々の業績に対し、町民を代表しまして衷心より感謝と敬意を表するものがあります。

また、今定例会におかれましても丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

今後は健康に十分留意していただき、町政発展のため御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが感謝と送別の言葉といたします。

誠にありがとうございました。

閉会の宣言

○議長（平岡博君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これもちまして、令和5年度第2回阿見町議会定例会を閉会します。御苦勞さまでした。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 栗 田 敏 昌

署 名 員 石 引 大 介

参 考 资 料

令和5年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第44号 議案第45号 議案第49号 議案第55号 議案第57号</p>	<p>阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町印鑑条例の一部改正について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第12分団消防ポンプ自動車購入） 損害賠償の額を定めることについて</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第46号 議案第47号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第56号</p>	<p>阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 朝日中学校長寿命化改修工事請負契約について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第48号 議案第49号 議案第53号 議案第54号</p>	<p>阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和5年3月～令和5年5月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会について ・ 町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）等について ・ その他
	5月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員提案条例の制定について ・ 第2回定例会会期日程等について ・ 請願・陳情等について ・ 議会報告会について ・ その他
総 務 常 任 委 員 会	4月17日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度総務常任委員会活動計画書について ・ その他
	5月12日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策の取り組みについて ・ 広域避難計画の受支援の取り組みについて ・ その他
	5月19日	茨城県牛久市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策の取り組みについて
民 生 教 育 常 任 委 員 会	4月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度民生教育常任委員会活動計画書について ・ 問題・原因と解決策について ・ その他

民生教育 常任委員会	5月10日	阿見町内	・各小中学校の現状と課題について
	5月11日	阿見町内	・各小中学校の現状と課題について
	5月15日	阿見町内	・各小中学校の現状と課題について
産業建設 常任委員会	4月13日	全員協議会室	・令和5年度産業建設常任委員会活動計画書について ・その他
	5月16日	全員協議会室	・産業建設常任委員会活動計画に基づく町内の状況確認について ・その他
議会改革等調査 研究特別委員会	3月20日	全員協議会室	・政治倫理条例について ・議会基本条例について ・その他
	4月17日	全員協議会室	・令和5年度スケジュール（案）について ・議会基本条例について ・その他
	5月14日	全員協議会室	・所管事務調査について ・議会基本条例について ・その他
予算決算 特別委員会	4月17日	全員協議会室	・政策形成サイクルについて ・事務事業調査について ・その他

広聴広報 特別委員会	4月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第176号の発行について ・議会モニター委嘱状交付式について ・その他
	4月12日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第176号の発行について ・阿見町議会改革アドバイザー委嘱状交付式 ・阿見町議会モニター委嘱状交付式 ・その他
	5月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター会議の日程について ・議会モニター会議のテーマについて ・議会モニター会議のファシリテータについて ・その他
全員協議会	4月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町DX推進計画の策定について ・新行政区の設立について ・危機管理監の採用について ・阿見町基幹相談支援センター事業者の公募について ・「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について ・その他
	5月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・大相撲龍ヶ崎場所への出展・協力について ・第7次総合計画策定の進捗状況について

全 員 協 議 会	5月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生総合戦略の進捗状況について ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・阿見町印鑑条例の一部改正について ・財産の取得 ・令和5年度阿見町電力・ガス・食料品等高騰重点支援給付金支給事業について ・農業集落排水事業経営戦略の策定について ・朝日中学校長寿命化改修工事について ・その他
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	5月26日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会臨時会提出予定案件 選挙第1号 龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について 議案第2号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて） 報告第3号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について ・ その他 		吉田憲市 久保谷充
稲敷地方広域市町村圏事務組合	5月30日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮議長（臨時議長）の選出について ・ 議会運営議会運営（正副議長 	石井公一郎	難波千香子 海野 隆 栗原宜行

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	5月30日	選挙) について ・ 議員派遣の件について		難波千香子 海野 隆 栗原宜行
	5月30日	第1回臨時会 ・ 議長選挙について ・ 副議長選挙について ・ 高規格救急自動車の取得について ・ 令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号) ・ 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて) ・ 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)) ・ 専決処分の報告について(和解に関することについて) ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計継続費繰越計算書について ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について ・ 議員派遣の件	鴻巣義則 石井公一郎 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認 原案承認 原案承認 原案承認	難波千香子 海野 隆 栗原宜行

令和5年6月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年6月9日（金）午前10時00分～午前10時46分
2. 審査委員 海野 隆
難波千香子
高野 好央
石引 大介
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第44号
議案第45号
議案第49号 内 総務常任委員会所管事項
議案第55号
議案第57号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年6月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年6月9日（金）午後2時00分～午後3時09分
2. 審査委員 紙井 和美
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
平岡 博
栗原 宜行
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第46号
議案第47号
議案第49号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第56号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年6月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 吉田 憲市

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年6月12日（月）午前10時00分～午前10時20分
2. 審査委員 吉田 憲市
栗田 敏昌
久保谷 充
野口 雅弘
樋口 達哉
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第48号
議案第49号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第53号
議案第54号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り